

## [職業家庭両立課関係]



## ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

### (1) 育児・介護休業法について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、制度を充実させてきている。そうした中、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約6割の女性労働者が離職している状況がある。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎず、また、男性の子育てや家事に費やす時間は先進国の中でも、低い水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と家庭の両立が困難であることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうしたことも踏まえ、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。

主な改正内容は以下のとおりである。

#### ①子育て期間中の働き方の見直し

- ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

#### ②父親も子育てができる働き方の実現

- ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができ制度を廃止する。

#### ③仕事と介護の両立支援

- ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

#### ④実効性の確保

- ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

厚生労働省としては、現在、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

## (2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について(平成23年4月1日施行)

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

しかし、平成22年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となる従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、15.2%と大変低い状況である。

各都道府県・市におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

また、計画の公表については、インターネットの利用(「両立支援のひろば」サイト(<http://www.ryouritsushien.jp/>)等)その他適切な方法により公表しなければならないが、県や市等自治体の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

さらに、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、事業主が申請を行うことにより、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)から「子育てサポート企業」として、認定を受けることができる制度がある。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。これにより、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを図ることができると考えている。

各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度税制改正大綱において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業が、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に新築等(増改築を含む)をした建物について、32%の割増償却を認めることが盛り込まれたところである。

## (3) ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援策として、健康な乳幼児や小学生等の児童の預かり等を行うための利用会員と提供会員との連絡調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進してきており、平成22年度現在で637市区町村で実施されている。

平成21年度から病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を実施していくため、「ファミリー・サポート・センター事業」において、「病児・病後児の預かり等」を行う事業を実施している。

「病児・病後児の預かり等」の事業を実施している市町村は75市区町村にとどまっており、県内で一市町村も実施していない都道府県もあるなど全国展開に到っていないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」における「病児・病後児の預かり等」の事業の実施について市町村に対して積極的な働きかけをお願いしたい。

## [職業家庭兩立課 関連資料]



# 仕事と家庭の両立支援対策の概要

## 法律に基づく両立支援制度の整備

### 妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

### 育児休業等両立支援制度の整備 (育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月="パパ・ママ育休プラス"※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。  
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

## 両立支援制度を利用しやすい 職場環境づくり

### 次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・従業員への周知  
(301人以上は義務、300人以下は努力義務  
※平成23年4月から101人以上は義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)



### 助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設定・運営、短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

### 表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

## その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進  
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

## 希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成17年) → 55% (平成29年)

男性の育児休業取得率

1. 72% (平成21年) → 10% (平成29年) → 13% (平成32年)

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ 育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができ、この制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

## 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。(罰則)



# 改正次世代育成支援対策推進法の主な内容

## 1 地域における取組の促進

### (1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項（量）を定めるに際して参考とすべき標準（参酌標準）を定めるものとする。

### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

189

## 2 一般事業主による取組の促進

### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届出なければならないものとする。

### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

## 3 特定事業主による取組の促進

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

(資料3)

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

## 行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)→義務
- ・中小企業(300人以下)→努力義務

**※改正法により平成23年4月から101人以上に義務化**

## 届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知(※H21年4月から)
- ・目標達成に向けて計画実施

## 計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

## 厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

[平成19年4月1日～]

## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
- 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
- 男性: 年に〇人以上取得  
女性: 取得率〇%以上
- 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施  
平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
- 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
- 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置  
平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
- 目標〇 … … …  
対策 … … …

## 〇届出状況(平成22年12月末時点)

- 301人以上企業の93.6%
- 300人以下企業 **28,728社**  
(101人以上300人以下企業の15.2%)
- 規模計届出企業数 **41,849社**
- 〇認定状況(平成22年12月末時点)  
認定企業 **1,016社**



次世代認定マーク「くるみん」

## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

# 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成22年12月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	① 内、常時雇用労働者301人以上の企業数		② 内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア) 内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ) 内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数
				届出率		届出率		届出率			
	(A)	(B)		(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$		(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$			
1 北海道	368	1,391	1,333	346	94.0%	987	105	7.5%	882	8	
2 青森県	104	336	396	103	99.0%	293	144	42.9%	149	7	
3 岩手県	109	313	484	109	100.0%	375	133	42.5%	242	2	
4 宮城県	201	655	549	197	98.0%	352	115	17.6%	237	9	
5 秋田県	87	237	364	87	100.0%	277	67	28.3%	210	4	
6 山形県	106	318	357	99	93.4%	258	46	14.5%	212	2	
7 福島県	163	317	555	163	100.0%	392	94	29.7%	298	7	
8 茨城県	216	571	545	196	90.7%	349	82	14.4%	267	9	
9 栃木県	140	431	696	136	97.1%	560	49	11.4%	511	8	
10 群馬県	162	444	691	142	87.7%	549	54	12.2%	495	8	
11 埼玉県	412	1,240	1,145	384	93.2%	761	167	13.5%	594	17	
12 千葉県	363	812	794	356	98.1%	438	102	12.6%	336	18	
13 東京都	3,978	7,743	8,472	3,522	88.5%	4,950	513	6.6%	4,437	474	
14 神奈川県	744	1,739	1,765	692	93.0%	1,073	418	24.0%	655	32	
15 新潟県	231	623	725	211	91.3%	514	59	9.5%	455	7	
16 富山県	108	442	1,070	106	98.1%	964	163	36.9%	801	9	
17 石川県	117	399	1,067	116	99.1%	951	245	61.4%	706	12	
18 福井県	63	222	667	61	96.8%	606	80	36.0%	526	6	
19 山梨県	56	224	320	54	96.4%	266	47	21.0%	219	6	
20 長野県	200	626	737	196	98.0%	541	48	7.7%	493	21	
21 岐阜県	172	557	650	168	97.7%	482	119	21.4%	363	20	
22 静岡県	340	851	1,068	337	99.1%	731	148	17.4%	583	12	
23 愛知県	927	2,674	2,009	830	89.5%	1,179	232	8.7%	947	49	
24 三重県	155	457	405	150	96.8%	255	48	10.5%	207	8	
25 滋賀県	94	320	801	93	98.9%	708	63	19.7%	645	7	
26 京都府	261	901	680	254	97.3%	426	68	7.5%	358	25	
27 大阪府	1,320	2,509	2,293	1,293	98.0%	1,000	204	8.1%	796	86	
28 兵庫県	469	1,614	1,227	453	96.6%	774	171	10.6%	603	31	
29 奈良県	69	208	240	69	100.0%	171	87	41.8%	84	6	
30 和歌山県	54	243	254	50	92.6%	204	83	34.2%	121	4	
31 鳥取県	41	165	223	41	100.0%	182	40	24.2%	142	3	
32 島根県	47	187	317	47	100.0%	270	21	11.2%	249	2	
33 岡山県	195	414	710	188	96.4%	522	99	23.9%	423	13	
34 広島県	337	864	1,285	322	95.5%	963	209	24.2%	754	14	
35 山口県	117	393	656	110	94.0%	546	65	16.5%	481	5	
36 徳島県	42	159	293	42	100.0%	251	46	28.9%	205	5	
37 香川県	109	329	431	104	95.4%	327	140	42.6%	187	9	
38 愛媛県	139	369	584	139	100.0%	445	94	25.5%	351	6	
39 高知県	59	196	314	55	93.2%	259	36	18.4%	223	3	
40 福岡県	450	1,317	1,369	435	96.7%	934	138	10.5%	796	15	
41 佐賀県	61	247	286	61	100.0%	225	90	36.4%	135	2	
42 長崎県	99	371	362	93	93.9%	269	62	16.7%	207	0	
43 熊本県	127	411	495	121	95.3%	374	82	20.0%	292	4	
44 大分県	76	294	612	74	97.4%	538	148	50.3%	390	4	
45 宮崎県	78	273	492	78	100.0%	414	139	50.9%	275	2	
46 鹿児島県	153	450	647	148	96.7%	499	69	15.3%	430	9	
47 沖縄県	94	253	414	90	95.7%	324	59	23.3%	265	6	
合計	14,013	36,109	41,849	13,121	93.6%	28,728	5,491	15.2%	23,237	1,016	

## 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る 割増償却制度について

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます(所得税についても同様とします。)

「平成23年度税制改正大綱」抜粋

# ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っているところ。

なお、ファミリー・サポート・センター事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の対象事業とされていたところだが、平成23年度からは、「現物サービスを拡充するための新たな交付金」の対象事業とされている。

## ○相互援助活動の例

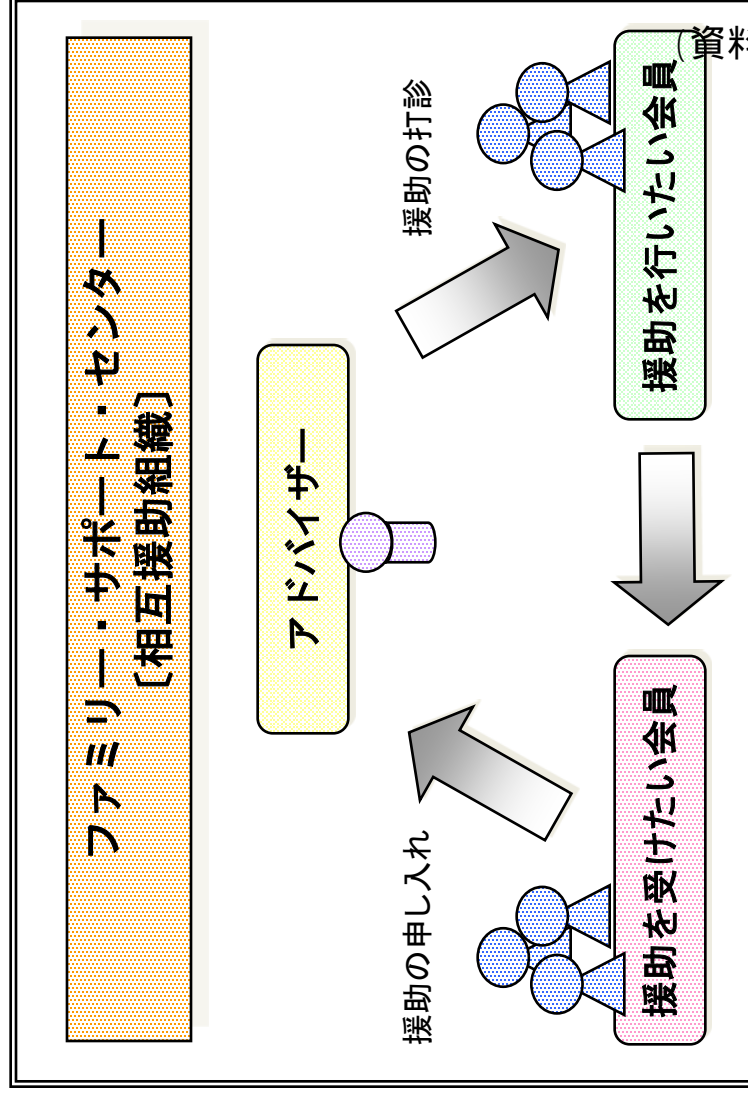
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- 19. 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- 3. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

## ○実施市区町村（平成22年度）

- ・基本事業 637市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 75市区町村

## ○会員数 ※平成20年度末現在（ ）は平成19年度末現在

- ・援助を受けたい会員 297, 558人（256, 787人）
- ・援助を行いたい会員 90, 263人（ 88, 107人）
- ・両方会員 36, 238人（ 33, 945人）



# ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

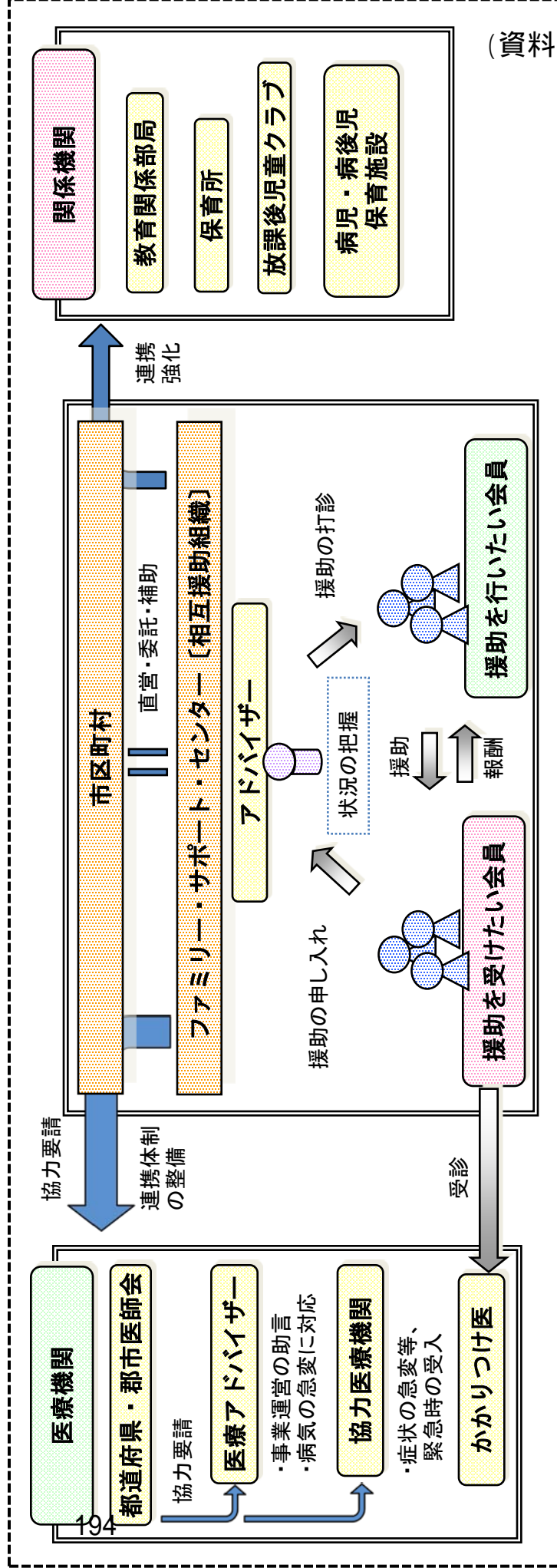
平成21年度から始めた、「病児・緊急対応強化事業」では、基本事業で預かり等の援助の対象としていなかった、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどを行っている。

## ○事業内容

- 病児・病後児の預かり等に関する
  - ・会員の募集、登録その他の会員組織業務
  - ・相互援助活動の調整等
- ・会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

## ○相互援助活動の例

- ・病児・病後児の預かり（必須）
- ・宿泊を伴う子どもの預かり
- ・早期・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- ・上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎



(資料7)

## [家庭福祉課関係]





# 1. 社会的養護体制の拡充について

## (1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

社会的養護は、保護者のない児童や、虐待を受けた児童など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として社会的に養護を行う制度であり、児童虐待の増加等に伴い、質・量ともに充実が求められている。

社会的養護については、欧米主要国では、概ね半数程度が里親委託であるのに対し、日本では施設における養護が9割を占めており、施設養護に依存しているとの指摘がある。また、児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

対象児童が、心の健康な発達や、豊かな人間性の向上を図り、将来、自立して自らの健全な家庭を築いていくために必要な様々な知識や経験を身につけていけるよう、できるだけ家庭的な環境での養護を進めていくことが、極めて重要である。

このため、施設におけるケア形態の小規模化を図るよう、①児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、②児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

「子ども・子育てビジョン」において、当面、平成26年度までの目標として、小規模グループケア800か所、地域小規模児童養護施設300か所の目標を設定し、推進しているところであり、取り組みの推進をお願いしたい。

	平成22年3月		平成26年(目標値)
小規模グループケア	458か所	→	800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→	300か所

また、児童養護施設については、今後の方向として、施設がファミリーホームの開設の支援や施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設の小規模化、高機能化を図っていく方向であるので、よろしく願います。

なお、施設の小規模化等の推進のため、次の運用改善を行うこととしている。

(関連資料4参照)

### ①小規模グループケアの定員要件の弾力化

- ・児童養護施設：「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情緒障害児短期治療施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・児童自立支援施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院：「原則4人」→「原則4人～6人」

### ②小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

- ・「1本体施設2グループまで。(一部3グループまで指定可能)」  
→「1本体施設2グループまで。ただし、本体施設の全てを小規模グループ

プ化、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6グループまで指定可能」

### ③地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化

- ・既存定員に追加して設け、本体施設の入所率90%以上要件の廃止
- ・1本体施設につき原則1か所。特に必要な場合は2か所。(それ以上はファミリーホーム型を推進)

### ④児童家庭支援センターによる里親支援

- ・児童家庭支援センターによる里親支援の位置づけ

## (2) 里親委託等の推進

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から極めて重要であり、平成20年の児童福祉法改正で、

- ・「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ、
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

などの改正を行ったところである。

また、里親の掘り起こしや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」については、今後、一層の充実が必要であり、各自治体においては、取り組みの充実をお願いします。また、この事業は、里親会や、児童家庭支援センター、施設、公益法人、NPO等に委託可能であり、これらの各組織の特徴も踏まえながら、それぞれの得意分野を委託するなど、工夫して、積極的かつ効果的な実施をお願いします。

里親等委託率については、平成14年度末の7.4%から、平成22年3月末の10.8%まで増加したが、「子ども・子育てビジョン」においては、当面、26年度の目標として、16%を設定している。

里親等委託率は、自治体間の格差が大きく、最大32.5%、最小4.6%となっている。里親等委託を進めるに当たっての課題は多々あるが、委託率が高い自治体もあるところであり、一層の推進をお願いします。

なお、現在、里親委託のガイドラインの検討を行っているところであり、社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会で検討を行い、平成23年春までに取りまとめる予定であるので、よろしくをお願いします。(関連資料2参照)

## (3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、その設置の促進をお願いします。

「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度の目標を47か所と設定しており、平成20年度の32か所から、平成22年度には37か所まで増えてきたが、特に未設置の自治体におかれては、設置推進に努めていただくようお願いします。(関連資料16参照)

#### (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

近年の母子生活支援施設の入所者の状況をみると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。また、虐待を受けた児童の入所も増加している。

このため、DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進するとともに、虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置の推進など、DV被害や児童虐待への対応の強化に努めていただきたい。

なお、都道府県や市町村設置の施設においては、指定管理者制度を採用されている場合もあろうかと思うが、財政計画ありきではなく、利用者の状況などを踏まえた適切な支援が可能となるよう、柔軟な対応をしていただきたい。

また、同伴児童がいるDV被害者の一時保護にあたっては、母子生活支援施設への一時保護委託が適切であることから、平成23年度から、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げることとしているので、施設整備を行う社会福祉法人等に対し周知を図っていただき、積極的な整備が図られるようお願いしたい。

さらに、心身に障害を有する母子等に対する支援を充実するため、母子指導員を配置するための特別生活指導員加算について、平成23年度より、厚生労働省の事前承認から都道府県知事等の指定（厚生労働省への指定結果報告及び実施状況報告）へと事務手続きを簡素化する予定である。（関連資料21参照）

#### (5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要

平成23年度予算案の主な内容は以下のとおり

##### ①施設の小規模化の推進

- ・小規模グループアの拡充
- ・地域小規模児童養護施設の拡充

##### ②就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善

- ・79,000円に増額（平成22年度単価：77,000円）

##### ③助産施設の分娩介助料の改善

- ・185,910円に増額（平成22年度単価：148,310円）

なお、正式な交付要綱案については、後日お示しいたします。

#### (6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めているところであり、また、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、厚生労働省として社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や中長期的に取り組む将来像を含め、集中的に検討することとしている。

さらに、社会的養護関係の児童福祉施設最低基準については、まず、現在の予算措置の水準の範囲内で、最低基準（厚生労働省令）の見直しを早急に検討するとともに、それ以上の人員配置の引上げについては、予算措置が必要となることから、子ども・子育て新システムの検討に併せた質の改善の一環として検討しているところである。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童養護施設等の施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定においては、入所者の居住環境への十分な配慮をお願いします。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、施設におけるケア形態の小規模化を推進するため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、生活環境の充実に努めていただきたい。

また、児童養護施設について、本体施設の定員規模の大きい施設は、本体を小規模化し、施設機能の地域分散化を図る方向を踏まえながら定員規模を検討するよう、施設を指導していただきたい。

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 児童扶養手当について

##### ①平成23年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成23年度の児童扶養手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなるので、管内市区町村への周知方をお願いします。

なお、これを確定する児童扶養手当法施行令等の改正については、平成22年度末の予定であるので、随時情報提供をする。

・手当額（月額）（△0.4%）

	（平成22年度）		（平成23年度）
全部支給	41,720円	→	41,550円
一部支給	41,710円	→	41,540円
	～9,850円		9,810円

##### ②障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

平成23年4月に施行される「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第27号。以下「改正法」という。）等により、障害基礎年金の受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大される。

児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、受給権発生後に有した子であって、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者については、特段の措置を講じない場合には、改正法等の施行に伴い児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。

このため、年金制度の運用として、平成23年4月より、子の加算の支給要件である「生計維持」の取扱いを見直し、現に子の加算の対象となっている子も含め、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはしないこととした。

これにより、当該者が児童扶養手当の対象となることから、別途お示しする通知に基づき、事務手続に遺漏のないよう準備を進めていただくとともに、地域住民への十分な周知方をお願いします。

##### ③児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、ご協力をいただいているところ。特に、昨年は父子家庭への支給対象の拡大もあり、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

引き続き、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱による就業・自立に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであり、様々なメニューを実施しているところである。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。

政府としても、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」については、「平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村での実施」を数値目標として設置しているところであり、未実施の自治体におかれては早急に事業を開始していただくとともに、すでに事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進を図られるよう願います。

また、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努めていただきたい。

### ①母子家庭等就業・自立支援事業

#### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てにおいて事業が実施されているところであるが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、

全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであり、「就業支援事業」及び母子家庭等地域生活支援事業については、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

#### イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。

平成21年度については、24市において実施されているところであるが、都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

#### ②母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体については早急に取り組まれない。

また、平成23年度予算案においては、事業の対象として父子家庭の父を加えたところであり、積極的な実施をお願いしたい。

#### ③母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

特に、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費等については、平成21年6月から、安心こども基金を活用し、

3年間の特別対策として、平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を「修業期間の最後の1/2の期間（上限18か月）」から「修業期間の全期間」に延長しており、この間に積極的な取り組みをお願いしたい。

また、高等技能訓練促進費等の支給の対象となる資格については、各都道府県等において、地域の実情に応じて定めることとされているので、各地域において就業に結びつきやすく、かつ養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することとされている資格については、実施要綱（母子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成15年6月30日雇児発第0630009号、雇用均等・児童家庭局長通知））に例示されている看護師等にとどまらず適切な取扱いをお願いしたい。

本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に関わり割合が極めて高いことから、各自治体におかれては、必要な予算の確保や母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

なお、平成24年度以降に修学を開始した者に対する高等技能訓練促進費等の支給については、従前どおり、「修業期間の最後の1/2の期間（上限18か月）」とされているのでご留意願いたい。

#### ④ひとり親家庭等の在宅就業支援

在宅就業については、子育て等をしながら就業でき、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

また、「在宅就業」は、ひとり親だけでなく、障害者や高齢者などの生活も向上させるといった「これからの社会のセーフティーネット」といった意義なども有していることから商工関係部局等とも連携していただきたい。

この事業については、現在15都道府県市において国審査分事業として実施されているほか、都道府県審査分事業として、13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定となっている。（平成23年1月現在）

本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象としている。

したがって、平成23年度補正予算での措置による事業開始も可能であり、是非とも積極的な取り組みをお願いしたい。

#### ⑤母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の



母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

#### ⑥母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。

このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

#### ⑦労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているところである。こうした機関とも積極的な連携が図られるようお願いする。

##### ア 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）

ハローワークにおいて実施していた「生活保護受給者等就労支援事業」の機能を強化し、住宅手当受給者等をその支援対象者に加えるほか、自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して、当該者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を平成23年度より実施することとしている。

各自治体におかれては、福祉及び労働主管部局、福祉事務所と都道府県労働局・ハローワークがどのような支援を連携して行う必要があるか検討いただき、実効性のある協定の策定・締結にご理解・ご協力いただくとともに、当該協定に基づく就労支援の実施についてご協力をお願いする。

##### イ マザーズハローワーク事業

子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。

これら既存のマザーズハローワーク事業の拠点163カ所に加え、平成23年度予算案においては、新たに5か所のハローワーク内にマザーズコーナーを設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練の推進、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

#### エ 求職者支援制度

平成21年7月より、新たな雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施しているところ。

緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、平成23年度からは、恒久的な制度として「求職者支援制度」を創設することとしており、平成23年通常国会に法案を提出する予定である。

#### オ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

平成23年度から、「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援を一体的に推進することとしている。

この奨励金は有期契約労働者又はパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に支給されるものであり、正社員転換制度及び短時間正社員制度の対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局雇用均等室と連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。

(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

### (3) 母子寡婦福祉貸付金について

#### ①母子寡婦福祉資金の貸付について

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るという貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適正に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

#### ②償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

各自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標を設定するなど、従来より増して償還率の向上に努めていただくようお願いしたい。(関連資料34参照)

#### ③平成23年度の国庫貸付申請に係る協議について

平成22年度においては、近年の経済状況等により母子世帯等への資金貸付が増大し、国が都道府県等に貸し付ける資金に不足が生じる恐れが出たところである。

このため、平成23年度の国庫貸付申請に係る協議にあたっては、償還率改善に向けた取組を提出していただくとともに、償還の状況を踏まえるなど協議額を精査した上で、過剰な協議がないようお願いしたい。

なお、平成23年度の国庫貸付の内示にあたっては、都道府県等における年度途中の貸付状況を把握させていただき、その状況を踏まえつつ、複数回に分けて国庫貸付の内示を行う予定である。

### (4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治

体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成23年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

#### **(5) 保育所の優先入所等について**

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

- ① ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
- ② 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取扱いが徹底されるよう配慮すること
- ③ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと
- ④ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと

をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や休職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところがあるので、改めてご了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

#### **(6) 子育て短期支援事業について**

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる(ショートステイ事業)、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる(トワイライトステイ事業)ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)において、ショートステイ事業は870カ所、トワイライトステイ事業は410カ所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いする。

## **(7) 全国母子世帯等調査の実施について**

全国母子世帯等調査は、ひとり親家庭対策の推進を図るため、5年に1度を基本に調査を実施し、全国の母子家庭や父子家庭の生活の実態等を把握しているところであり、平成23年度に調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度の調査の実施にあたっては、前回調査（平成18年度）時と比べ、父子家庭の生活の実態等について精度を上げて把握することとしているため、調査地区数を増加（1,800地区→5,000地区）する予定である。

## **(8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について**

ひとり親家庭や寡婦の自立を促進するためには、まずは、ひとり親家庭や寡婦の当事者本人がどのような支援を利用できるかの情報を知ることが必要であり、まずは、住民に身近な地方自治体における情報提供が重要となっている。

このため、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

また、養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを希望のある各都道府県・市町村に送付しているところであるので、ひとり家庭等が訪れる可能性のある地方自治体の各種相談窓口や母子家庭等就業・自立支援センター等において配布する等ご活用いただきたい。

## 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

### （1） 婦人保護事業の充実について

#### ① 婦人相談所等の体制の強化について

平成21年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、27,183人（前年度24,879人）、32.6%（前年度31.3%）となっている。（関連資料37参照）

また、一時保護された女性6,625人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,681人で70.7%を占めている。

一時保護委託契約施設数（平成22年4月1日現在）は284カ所（平成21年度261カ所）となっており、前年度より増加している。

婦人相談所等に関しては、

- ・ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
- ・ 婦人相談所職員等への専門研修
- ・ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
- ・ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化

等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ・ 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ・ 外国人婦女子緊急一時保護経費等の確保
- ・ 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ・ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談や人身取引被害者の保護
- ・ 支援等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ・ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用

等により、適切な対応をお願いしたい。

平成23年度予算案においては、新たに、

- ・ 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施（関連資料39参照）
- ・ 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすること

を盛り込んだところである。各都道府県においては、市町村及び民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、婦人相談所等の体制・機能の強化と相談・保護支援の一層の充実を図られたい。

なお、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、売買春からの女性の保護、社会復帰支援について盛り込まれたことから、婦人保護事業において、売春の未然防止のために広く相談に応じ、早期に支

援を必要とする女性を発見し、関係機関との連携強化により自立支援プログラムの見直しを行う等の一層の充実に取り組んでいただきたい。

## ②妊娠・出産に係る支援体制の確保について

妊娠中の単身女性については、現行制度において、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設での保護・支援を行うことができるほか、DV被害者については、都道府県の婦人相談所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとなっており、出産後、一時保護委託を終了し、福祉事務所が引き続き母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することが可能である。

各都道府県の婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の積極的な活用を検討するとともに、こうした困難な状況に置かれた妊産婦の支援においては、福祉事務所、助産施設、医療機関、保健所・保健センター、児童相談所等との連携を密にし、当該単身女性及び出産後の同伴児童への適切な保護が行われるようお願いする。

また、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置している女性健康支援センター等との連携にも努めていただきたい。

## (2) DV被害者に対する保護支援等について

DV被害者に対する保護支援等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」（平成20年1月11日 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）においても、「婦人相談所は、一時保護を行うという他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しており、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい」とされている。

また、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」が行われ、「一時保護の機能の充実」について勧告された。これを受けて、一時保護の速やかな要否判断や福祉事務所、警察等関係機関との緊密な連携等、一時保護に関する留意事項について通知を发出し（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、さらに、ハローワークとの連携強化等の就労支援の強化についても通知を发出している。（平成21年10月5日付 職首発1005号 能能発1005号「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」）

これらを踏まえ、婦人相談所においては、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業を活用し、都道府県および市町村の支援センター、福祉事務所等の関係機関のみならず、公共職業安定所や法務局や地方入国管理局等国の関係機関、警察、医療機関、民間団体もふくめ都道府県協議会等を設置し、関係機関による連携体制の構築を図り、実践的、継続的協議を行い、情報の周知徹底や連携方法の確立および関連職員への研修の実施等について、なお一層の充実を図るようお願いしたい。

また、子ども手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、子ども手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者に対する子ども手当の支給を停止し、DV被害者が子ども手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。（平成22年4月12日付 家庭福祉課事務連絡「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に関する情報提供について」）申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、婦人相談所に対して証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしく願いするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

なお、平成23年1月28日に国会に提出した法案においては、父母が別居している場合に、子どもと同居する父又は母を優先的に認定する仕組みとしているところ。

### （3）人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め婦人相談所等において275名（平成13～平成21年度）の保護が行われてきたところである。（関連資料40参照）

これまでもこの人身取引被害者の適切な保護・支援にあたっては、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、法的な援助や調整等を行う弁護士等の確保や専門通訳者の養成など、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、婦人相談所が、国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であり、法的な援助や調整も行うことが可能であること等について、潜在的な人身取引被害女性が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県域において広報・周知に努めていただくようお願いする。

また、「人身取引事案の取扱方法について」（平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を基に、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

今後とも婦人相談所等職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。



## [家庭福祉課 関連資料]



# 社会的養護の現状について

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親		家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
区分 (里親は重復登録有り)	養育里親	7,185人	2,837人	3,836人	養育者の住居において家庭的養護を行う(定員5~6名)		ホーム数	49か所
	専門里親	5,842人	2,298人	3,028人				
	養子希望里親	548人	133人	140人				
	親族里親	1,428人	176人	159人				
		342人	341人	509人			委託児童数	219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
N1 5対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	123か所	576か所	33か所	58か所	266か所	57か所
定員	3,754人	34,648人	1,573人	4,039人	5,386世帯	393人
現員	3,081人	30,633人	1,223人	1,781人	3,974世帯 児童6,373人	281人

資料：家庭福祉課調べ(平成21年10月1日現在)  
 ※里親・ファミリーホームについては福祉行政報告例(平成22年3月末現在)  
 ※自立援助ホームは、家庭福祉課調べ(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)  
 ※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調べ(平成22年3月末現在)

小規模グループケア	458か所
地域小規模児童養護施設	190か所

# 都道府県別の里親等委託率の差

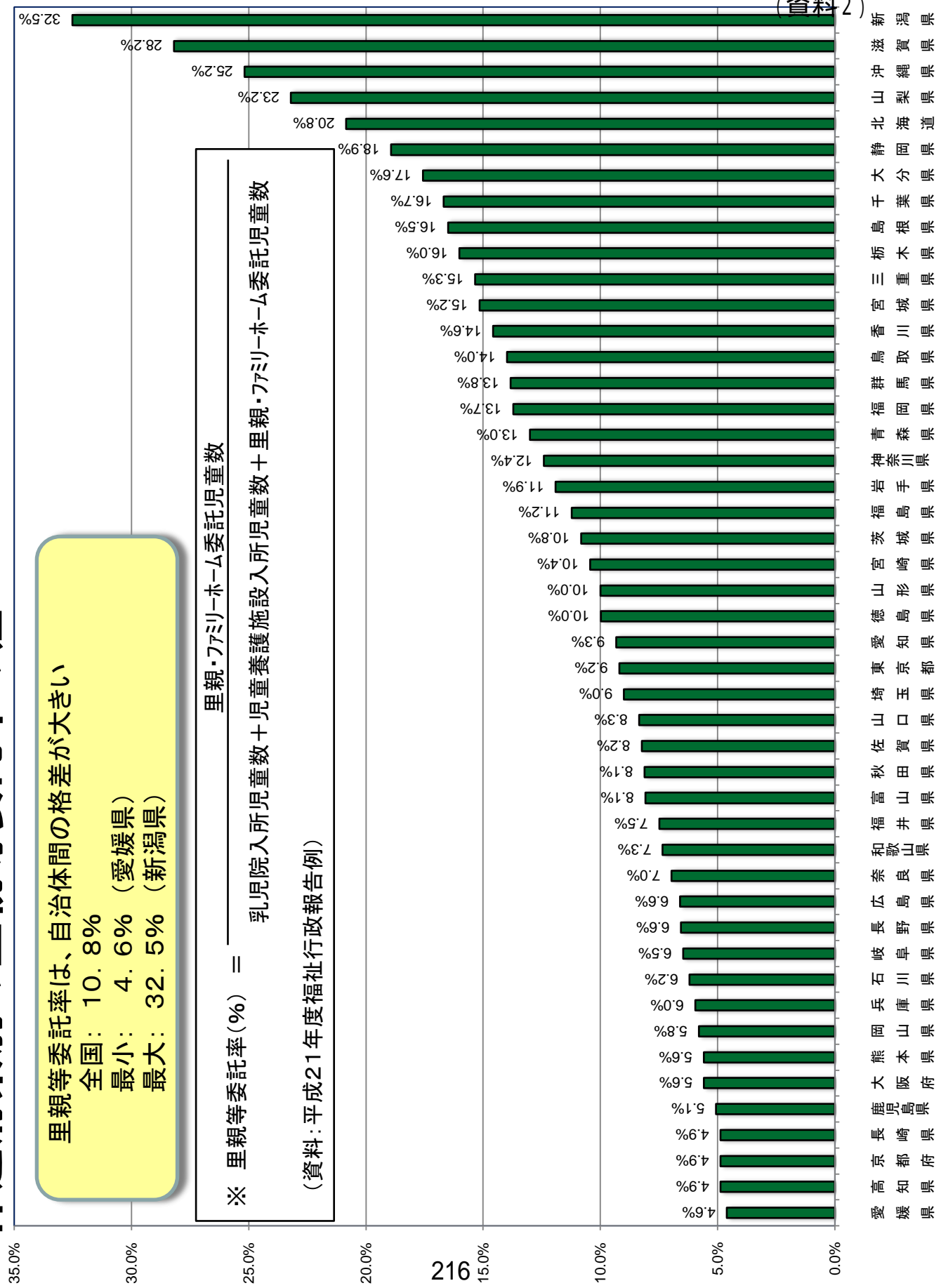
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国: 10.8%  
 最小: 4.6% (愛媛県)  
 最大: 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数}}$

(資料:平成21年度福祉行政報告例)

(資料2)



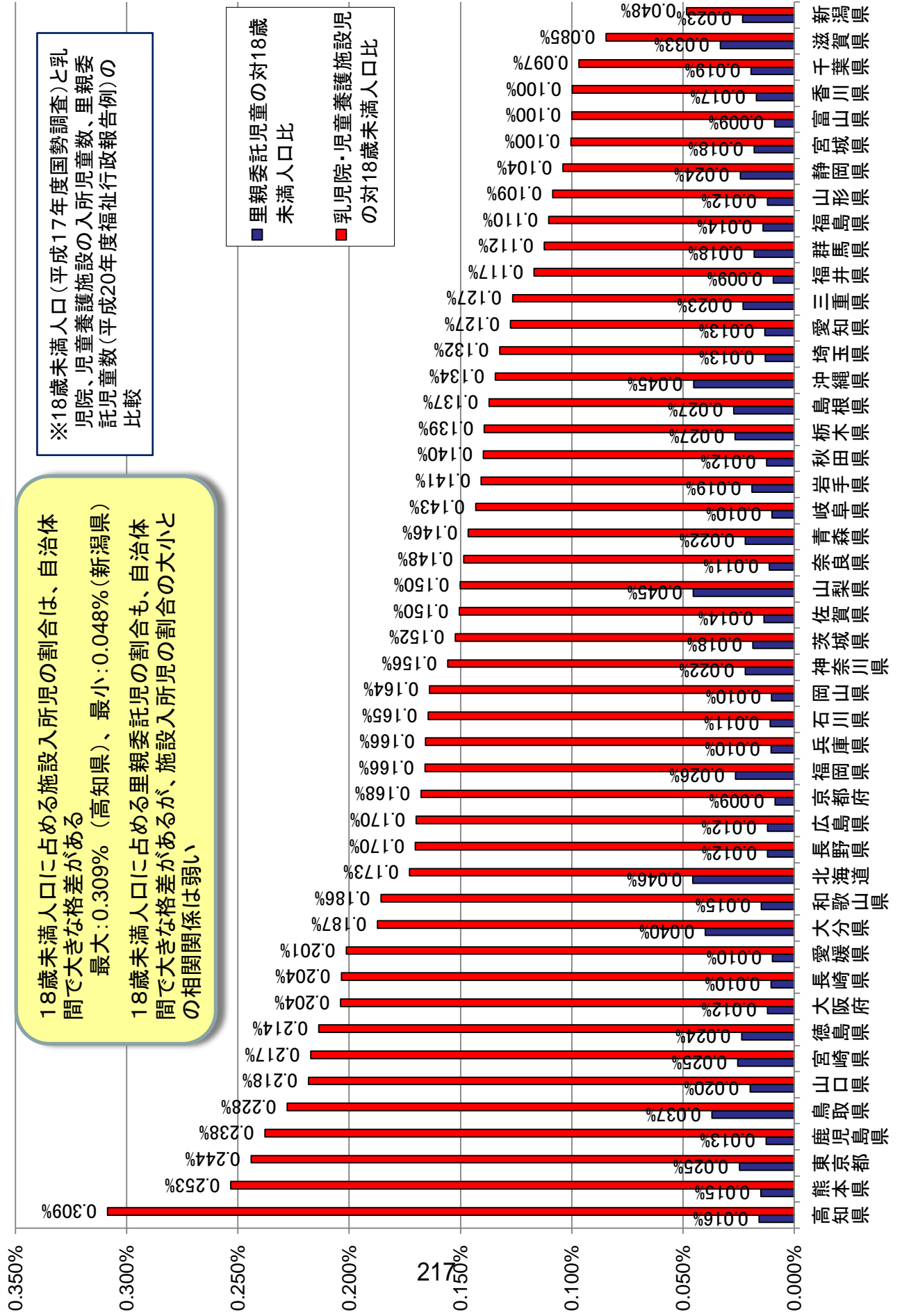
# 各都道府県の18歳未満人口に占める里親委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合

18歳未満人口に占める施設入所児の割合は、自治体間で大きな格差がある  
 最大:0.309% (高知県)、最小:0.048%(新潟県)

18歳未満人口に占める里親委託児の割合も、自治体間で大きな格差があるが、施設入所児の割合の大小との相関関係は弱い

※18歳未満人口(平成17年度国勢調査)と乳児院、児童養護施設の入所児童数、里親委託児童数(平成20年度福祉行政報告例)の比較

■ 里親委託児童の対18歳未満人口比  
 ■ 乳児院・児童養護施設児の対18歳未満人口比



# 児童養護施設の形態と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。

## ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

	寮舎の形態			小規模ケアの形態		
	大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7
280 舎数		476	220	444	212	116
	一舎あたり定員数	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81
	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75
職員一人あたり児童数※	平均					2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員、在籍児童数は大舎の定員、在籍児童数からは除かれている。

## ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～20	7 (1.2%)
～30	51 (9.0%)
～40	83 (14.6%)
～50	128 (22.5%)
～60	89 (15.6%)
～70	74 (13.0%)
～80	50 (8.8%)
～90	35 (6.2%)
～100	20 (3.5%)
～110	13 (2.3%)
～120	7 (1.2%)
～150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査  
(平成20年10月1日)

# 施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

## より家庭的な養育環境

### 児童養護施設

大舎(20人以上)  
中舎(13~19人)  
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

### 職員

施設等のほか  
就学児童6:1  
3歳以上4:1  
3歳未満2:1

569か所  
定員33,994人  
現員30,695人(90.3%)

### 小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所  
→26年度目標800か所  
(乳児院等を含む)

### 地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所  
→26年度目標300か所

### 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度53か所  
→26年度目標140か所

### 里親

家庭における養育を里親に委託(4名まで)

養育里親

専門里親

養子縁組里親

親族里親

登録里親数 7,185人  
(うち養育里親 5,842人)  
(うち専門里親 548人)  
委託里親数 2,837人  
委託児童数 3,870人

→26年度目標

養育里親登録 8,000世帯  
専門里親登録 800世帯

### 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)  
124か所  
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

### 里親等委託率

里親+ファミリーホーム

= 養護+乳児+里親+ファミリーホーム

22年3月末 10.8%

→26年度目標 16%

### 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59所 →26年度目標 160か所

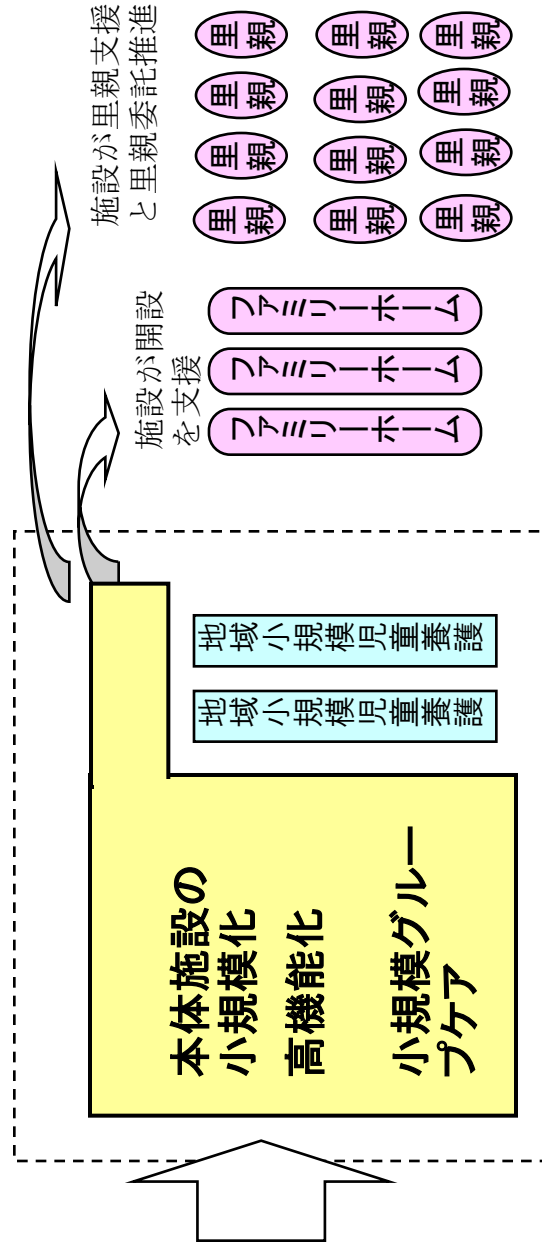
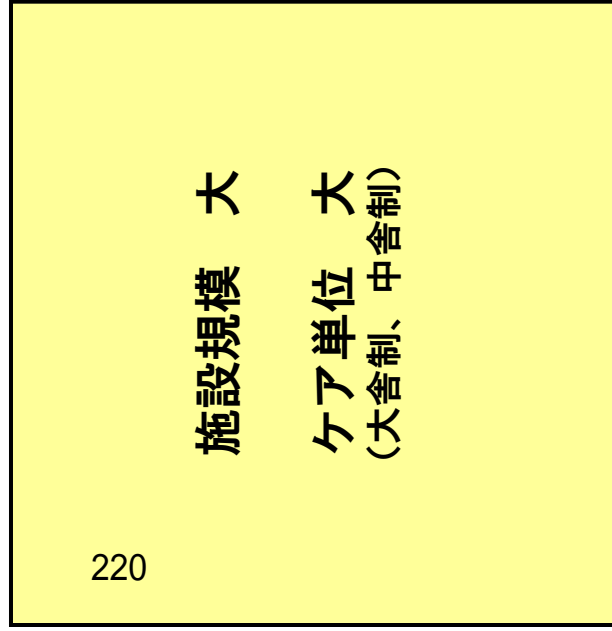
※「26年度目標」は、子ども育てビジョン

施設の定員等の全国計は福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

# 児童養護施設の形態の今後の在り方

## 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

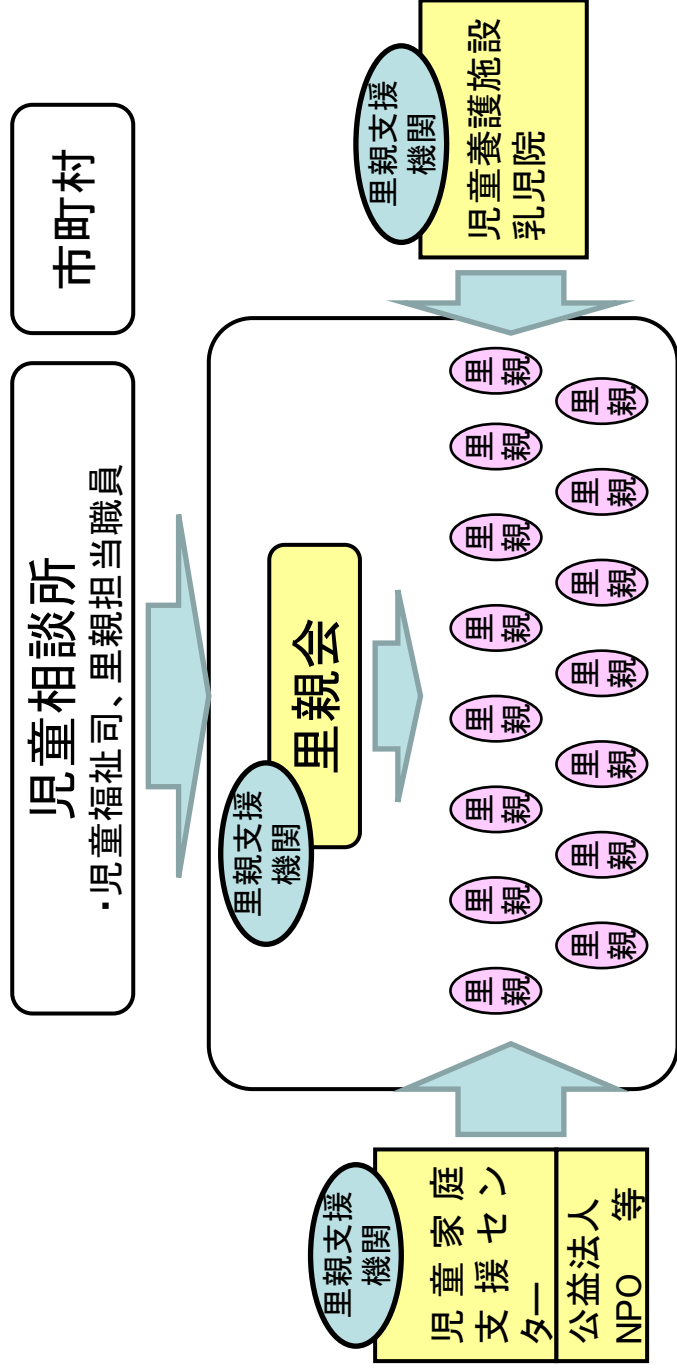
- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援





# 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	里親制度普及促進事業	普及啓発
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親委託推進・支援等事業	養育里親研修 専門里親研修
		里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

# 里親委託を推進する上での課題と取り組み

## 里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
  - ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
  - ・里親の希望する条件(性別、年齢、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
  - ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
  - ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
  - ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等
- 児童の問題の複雑化
  - ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている 等
- 実施体制、実施方針の問題
  - ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
  - ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
  - ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
  - ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

## 里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
  - ・市区町村や里親会等との連携・協力
  - ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
  - ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
  - ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
  - ・養育里親についての里親の意識
  - ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
  - ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
  - ・里親の孤立化を防止、訪問支援
  - ・里親研修、養育技術の向上
  - ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
  - ・里親支援機関連事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
  - ・里親会の強化
  - ・里親担当職員の増員等
  - ・里親委託のガイドラインの策定
  - ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
  - ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし

## 里親支援機関事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	事業種別	里親支援機関事業					
		里親制度普及促進事業			里親委託推進・支援等事業		
		普及啓発	養育里親研修	専門里親研修	里親委託支援等	里親家庭への訪問支援	里親による相互交流
1	北海道	○	○				
2	青森県	○	○	○	○	○	○
3	岩手県						
4	宮城県	○	○	○			
5	秋田県						
6	山形県	○	○	○	○	○	○
7	福島県	○	○	○	○	○	○
8	茨城県	○	○	○	○		○
9	栃木県	○	○	○	○	○	○
10	群馬県						
11	埼玉県	○	○	○			○
12	千葉県						
13	東京都	○	○	○	○	○	○
14	神奈川県						
15	新潟県	○	○	○			
16	富山県	○	○	○	○	○	○
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	○	○	○	○	○	○
20	長野県	○	○	○			
21	岐阜県	○	○	○			
22	静岡県						
23	愛知県	○	○	○	○	○	○
24	三重県	○	○	○	○	○	○
25	滋賀県	○	○		○	○	○
26	京都府		○	○			
27	大阪府	○	○	○	○	○	○
28	兵庫県	○	○	○			
29	奈良県	○	○	○	○	○	○
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○
31	鳥取県						
32	島根県	○	○	○			○
33	岡山県	○	○	○	○	○	○
34	広島県	○	○	○	○	○	○
35	山口県	○	○	○	○	○	○
36	徳島県						
37	香川県	○	○	○	○	○	○
38	愛媛県						
39	高知県	○	○	○			
40	福岡県	○	○	○			
41	佐賀県						
42	長崎県						
43	熊本県	○	○	○	○	○	○
44	大分県	○	○	○	○	○	○
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○
46	鹿児島県						
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○
48	札幌市						
49	仙台市						
50	さいたま市						
51	千葉市	○	○	○			
52	横浜市						
53	川崎市	○	○	○	○	○	○
54	相模原市	○	○		○	○	○
55	新潟市						
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋市						
59	京都市						
60	大阪市						
61	堺市	○	○	○	○	○	○
62	神戸市	○	○	○	○	○	○
63	岡山市	○	○	○	○	○	○
64	広島市						
65	北九州市	○	○	○	○	○	○
66	福岡市	○	○	○	○	○	○
79	横須賀市						
81	金沢市						
103	熊本市	○	○	○	○	○	○
合計		41	42	39	30	29	32

# 里親支援機関事業等の委託先（平成22年度）

事業種別		直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	39	1	1	0	0	37	0
42自治体	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6
里親支援 事業 (経過措置)	里親研 修事業	基礎研修	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	4	0	0	2	1	0	0	1
	里親養育援助事業	1	0	0	0	0	0	0	1
	里親養育相互援助事業	7	5	2	2	0	0	0	0
里親委託推進事業(経過措置)	15								
実施自治体・受託機関数	27	25	5	2	1	2	21	2	

# 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22日5月1日現在の進路）

	進学		就職		その他
	高校等	専修学校等	就職	その他	
児童養護施設児	2,305人	64人	62人	78人	3.1%
里親委託児	197人	4人	3人	5人	2.4%
(参考)全中卒者	1,203千人	5千人	5千人	14千人	1.2%

229

②高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学		就職		その他
	大学等	専修学校等	就職	その他	
児童養護施設児	187人	146人	969人	142人	9.8%
里親委託児	47人	34人	75人	19人	10.9%
(参考)全高卒者	581千人	246千人	167千人	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査）

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

### 児童養護施設入所児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数 (H22.3.1)	在籍児童 (H22.5.1)						退所児童 (H22.5.1)						進学率 (%)		
		進学			就職	実習訓練等	合計	進学			就職	定職なし	不明		合計	
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校						
1 北海道	105	99	0	0	0	0	99	5	0	0	0	0	1	0	6	99.1%
2 青森県	31	25	0	0	0	1	26	3	0	0	1	1	0	0	5	90.3%
3 岩手県	25	21	0	0	0	0	21	2	0	0	0	0	2	0	4	92.0%
4 宮城県	6	4	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	1	83.3%
5 秋田県	17	14	0	1	0	0	15	1	0	0	0	0	1	0	2	0.0%
6 山形県	14	10	0	0	0	1	11	1	0	0	1	1	0	0	3	78.6%
7 福島県	41	21	0	0	0	3	24	8	3	2	2	2	0	0	17	82.9%
8 茨城県	62	49	0	0	0	0	49	5	1	0	3	1	3	0	13	88.7%
9 栃木県	34	29	0	0	0	0	29	5	0	0	0	0	0	0	5	100.0%
10 群馬県	27	23	0	2	0	0	25	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
11 埼玉県	93	82	0	0	0	0	82	6	0	0	5	0	0	0	11	94.6%
12 千葉県	68	55	0	0	0	3	58	5	0	0	4	0	1	0	10	88.2%
13 東京都	250	206	8	0	1	0	215	34	0	0	0	0	1	0	35	99.2%
14 神奈川県	79	65	0	0	0	1	66	13	0	0	0	0	0	0	13	98.7%
15 新潟県	6	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	5	100.0%
16 富山県	14	13	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	8	6	0	0	1	0	7	1	0	0	0	0	0	0	1	87.5%
18 福井県	17	13	0	0	0	1	14	2	0	0	1	0	0	0	3	88.2%
19 山梨県	32	19	0	0	1	0	20	2	0	0	0	4	6	0	12	65.6%
20 長野県	67	51	0	0	0	0	51	13	0	0	3	0	0	0	16	95.5%
21 岐阜県	49	34	0	2	0	2	38	6	0	0	5	0	0	0	11	85.7%
22 静岡県	31	19	0	1	0	2	22	5	0	1	2	1	0	0	9	83.9%
23 愛知県	63	40	5	1	1	0	47	7	0	0	6	2	1	0	16	84.1%
24 三重県	33	29	0	0	0	0	29	2	0	0	2	0	0	0	4	93.9%
25 滋賀県	9	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0	0	0	0	2	100.0%
26 京都府	31	23	0	0	0	0	23	7	0	0	0	1	0	0	8	0.0%
27 大阪府	106	75	3	2	0	0	80	16	0	1	5	1	3	0	26	91.5%
28 兵庫県	71	56	0	2	0	0	58	13	0	0	0	0	0	0	13	100.0%
29 奈良県	37	28	0	0	0	0	28	8	0	1	0	0	0	0	9	100.0%
30 和歌山	25	19	0	0	1	0	20	5	0	0	0	0	0	0	5	0.0%
31 鳥取県	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
32 島根県	14	12	0	0	0	0	12	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
33 岡山県	26	15	0	0	0	0	15	11	0	0	0	0	0	0	11	0.0%
34 広島県	47	35	1	0	0	0	36	9	0	0	0	1	1	0	11	95.7%
35 山口県	46	31	0	0	0	0	31	6	1	0	2	4	2	0	15	82.6%
36 徳島県	29	24	0	1	0	0	25	3	0	0	0	1	0	0	4	96.6%
37 香川県	10	7	0	0	0	0	7	2	0	0	1	0	0	0	3	90.0%
38 愛媛県	39	35	0	0	0	0	35	2	0	0	0	1	1	0	4	94.9%
39 高知県	34	32	0	0	0	0	32	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
40 福岡県	57	46	0	0	0	0	46	8	0	1	1	1	0	0	11	96.5%
41 佐賀県	27	18	1	0	0	0	19	2	0	0	3	3	0	0	8	0.0%
42 長崎県	60	54	0	0	1	0	55	5	0	0	0	0	0	0	5	98.3%
43 熊本県	64	55	0	0	0	0	55	7	0	0	1	0	1	0	9	0.0%
44 大分県	40	31	5	0	0	0	36	4	0	0	0	0	0	0	4	100.0%
45 宮崎県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
46 鹿児島	63	52	0	1	0	0	53	8	0	1	0	1	0	0	10	0.0%
47 沖縄県	36	29	0	1	0	0	30	4	1	0	0	0	1	0	6	97.2%
48 札幌市	22	17	0	0	0	0	17	4	0	0	0	1	0	0	5	95.5%
49 仙台市	20	14	0	1	0	0	15	5	0	0	0	0	0	0	5	0.0%
50 さいたま市	9	8	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
51 千葉市	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	27	23	0	0	0	0	23	4	0	0	0	0	0	0	4	100.0%
53 川崎市	9	5	1	0	0	0	6	1	0	0	1	1	0	0	3	77.8%
54 相模原市	8	3	1	0	0	0	4	3	1	0	0	0	0	0	4	0.0%
55 新潟市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
57 浜松市	15	7	0	0	0	0	7	3	0	0	0	5	0	0	8	66.7%
58 名古屋	54	46	1	0	0	1	48	5	0	0	1	0	0	0	6	96.3%
59 京都市	30	23	3	0	2	0	28	0	0	0	2	0	0	0	2	86.7%
60 大阪市	49	31	0	2	0	1	34	14	0	1	0	0	0	0	15	98.0%
61 堺市	38	31	0	1	0	0	32	4	0	1	1	0	0	0	6	0.0%
62 神戸市	55	51	0	0	0	0	51	3	0	0	0	1	0	0	4	98.2%
63 岡山市	11	10	0	0	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
64 広島市	19	16	0	0	0	0	16	2	0	0	0	0	1	0	3	94.7%
65 北九州	28	26	0	0	0	0	26	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
66 福岡市	24	22	0	0	0	0	22	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
67 横須賀市	10	7	0	0	0	0	7	2	0	0	1	0	0	0	3	90.0%
68 金沢市	11	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
69 熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	2,509	1,990	29	18	8	18	2,063	315	8	9	54	38	22	446	94.5%	

## 里親委託児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に中学校を卒業した里親委託児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数 (H22.3.1)	在籍児童 (H22.5.1)						退所児童 (H22.5.1)						進学率 (%)	
		進学			就職	実習訓練等	合計	進学			就職	定職なし	不明		合計
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	10	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
2 青森県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
3 岩手県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
4 宮城県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
6 山形県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
7 福島県	3	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
8 茨城県	5	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
9 栃木県	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
10 群馬県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
11 埼玉県	13	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	0	1	92.3%
12 千葉県	10	7	0	0	0	0	7	3	0	0	0	0	0	3	100.0%
13 東京都	20	20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
14 神奈川県	10	8	1	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
15 新潟県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
18 福井県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
19 山梨県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
20 長野県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
21 岐阜県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
22 静岡県	7	5	1	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	85.7%
23 愛知県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
24 三重県	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
25 滋賀県	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
26 京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
27 大阪府	7	6	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
28 兵庫県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
29 奈良県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
30 和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
31 鳥取県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
32 島根県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
34 広島県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
35 山口県	6	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	1	83.3%
36 徳島県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
37 香川県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
38 愛媛県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
39 高知県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
40 福岡県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
42 長崎県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
44 大分県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
45 宮崎県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
46 鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
47 沖縄県	6	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
48 札幌市	4	1	0	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	2	50.0%
49 仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
50 さいたま市	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
51 千葉市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
53 川崎市	8	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
54 相模原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
55 新潟市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
57 浜松市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
58 名古屋	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
59 京都市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
60 大阪市	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
61 堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
62 神戸市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
63 岡山市	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
64 広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
65 北九州	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
66 福岡市	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	2	0.0%
67 横須賀	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
68 金沢市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
69 熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	209	183	3	1	1	2	190	14	0	0	2	3	0	19	96.2%

### 児童養護施設入所児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数(H22.3.1)	在籍児童(H22.5.1)								退所児童(H22.5.1)								進学率(%)	
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					就職	定職なし	不明		合計
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	85	0	0	0	0	1	0	0	1	5	3	0	13	3	54	6	0	84	29.5%
2 青森県	23	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	16	3	1	22	13.0%
3 岩手県	21	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	15	1	1	19	14.3%
4 宮城県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	0	0	6	0.0%
5 秋田県	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	9	0.0%
6 山形県	16	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	11	0	0	16	0.0%
7 福島県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	7	1	0	12	33.3%
8 茨城県	32	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	0	3	0	18	3	2	31	25.0%
9 栃木県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	15	1	0	19	15.8%
10 群馬県	17	0	0	0	0	0	5	0	5	1	0	0	1	0	10	0	0	12	11.8%
11 埼玉県	55	0	0	0	1	0	0	2	3	5	2	0	5	0	37	3	0	52	23.6%
12 千葉県	35	0	0	0	1	0	11	0	12	3	0	0	0	2	17	1	0	23	17.1%
13 東京都	155	3	1	3	1	0	17	2	27	19	5	2	12	1	82	6	1	128	30.3%
14 神奈川県	40	0	0	0	0	0	7	1	8	2	1	0	1	0	25	2	1	32	10.0%
15 新潟県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.0%
16 富山県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0.0%
17 石川県	14	0	0	0	0	0	4	0	4	1	0	0	2	1	5	1	0	10	0.0%
18 福井県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	0.0%
19 山梨県	21	0	0	2	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	9	5	1	18	23.8%
20 長野県	32	0	0	0	0	0	1	0	1	2	4	0	3	0	15	7	0	31	0.0%
21 岐阜県	37	1	0	0	0	0	8	3	12	1	3	0	0	0	19	1	1	25	13.5%
22 静岡県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11	1	0	14	14.3%
23 愛知県	33	0	0	0	0	0	2	0	2	1	3	0	5	0	19	3	0	31	27.3%
24 三重県	26	0	0	0	0	0	2	2	4	1	4	0	2	1	12	2	0	22	30.8%
25 滋賀県	8	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	7	37.5%
26 京都府	17	0	0	0	1	0	8	2	11	1	1	0	1	0	3	0	0	6	23.5%
27 大阪府	49	2	1	0	1	0	2	1	7	4	2	0	0	1	32	2	1	42	22.4%
28 兵庫県	36	1	0	0	0	0	3	2	6	3	0	0	1	0	24	2	0	30	13.9%
29 奈良県	19	3	0	0	1	0	0	1	5	1	0	0	2	1	10	0	0	14	42.1%
30 和歌山県	8	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	6	0	1	7	0.0%
31 鳥取県	10	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	6	0	1	9	20.0%
32 島根県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	1	0	7	42.9%
33 岡山県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	15	1	0	21	0.0%
34 広島県	24	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	3	2	12	2	1	23	33.3%
35 山口県	27	0	0	0	0	0	0	2	2	3	1	0	1	1	15	4	0	25	22.2%
36 徳島県	15	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	9	3	1	13	0.0%
37 香川県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	4	0.0%
38 愛媛県	29	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	0	22	1	0	28	0.0%
39 高知県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8	0	16	2	0	29	37.9%
40 福岡県	30	0	2	0	0	0	0	1	3	2	1	0	1	0	22	1	0	27	20.0%
41 佐賀県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0.0%
42 長崎県	39	0	0	0	0	0	3	0	3	4	2	0	6	3	19	1	1	36	38.5%
43 熊本県	36	1	0	0	0	0	2	0	3	3	1	0	4	0	22	3	0	33	25.0%
44 大分県	18	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	1	12	1	0	17	22.2%
45 宮崎県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	6	16.7%
46 鹿児島県	35	1	0	1	0	0	4	0	6	0	1	0	2	0	23	3	0	29	14.3%
47 沖縄県	19	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0	3	0	10	1	0	18	36.8%
48 札幌市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6	1	0	9	22.2%
49 仙台市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	0.0%
50 さいたま市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	1	0	6	33.3%
51 千葉市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	33.3%
52 横浜市	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	12	0	0	15	20.0%
53 川崎市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0.0%
54 相模原市	4	0	1	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0.0%
55 新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
56 静岡市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
57 浜松市	11	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	0	0	6	1	0	8	0.0%
58 名古屋市	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	20	2	0	25	12.0%
59 京都市	20	0	0	0	0	0	0	3	3	2	0	0	3	1	10	1	0	17	0.0%
60 大阪市	25	0	1	0	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	17	4	0	22	8.0%
61 堺市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16	0	0	17	0.0%
62 神戸市	28	1	3	0	5	0	8	0	17	0	1	0	0	0	9	1	0	11	0.0%
63 岡山市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	7	0	0	9	22.2%
64 広島市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	6	0.0%
65 北九州市	21	0	0	0	0	0	9	0	9	2	0	0	1	0	6	2	1	12	14.3%
66 福岡市	15	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	1	0	10	0	0	14	0.0%
67 横須賀市	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
68 金沢市	8	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	5	0	0	7	0.0%
69 熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	1,444	13	10	6	13	2	107	30	181	100	54	4	109	22	862	96	16	1,263	23.1%



## 里親委託児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成21年度末に高等学校を卒業した里親委託児童の平成22年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数 (H22.3.1)	在籍児童 (H22.5.1)							退所児童 (H22.5.1)							進学率 (%)			
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					就職		定職なし	不明	合計
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	6	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	3	0	0	5	33.4%
2 青森県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0.0%
3 岩手県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	33.3%
4 宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
5 秋田県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.0%
6 山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
7 福島県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	4	25.0%
8 茨城県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	50.0%
9 栃木県	7	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	3	0	0	6	57.1%
10 群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
11 埼玉県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	4	0	0	7	42.9%
12 千葉県	10	3	0	0	1	0	1	1	6	1	0	0	1	0	2	0	0	4	60.0%
13 東京都	13	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	6	0	3	13	30.8%
14 神奈川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
15 新潟県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4	50.0%
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
19 山梨県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	5	40.0%
20 長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
21 岐阜県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	66.7%
22 静岡県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	5	40.0%
23 愛知県	8	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	5	0	0	6	12.5%
24 三重県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3	33.3%
25 滋賀県	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	33.3%
26 京都府	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
27 大阪府	3	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	66.7%
28 兵庫県	3	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	33.3%
29 奈良県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	1	0	6	50.0%
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
31 鳥取県	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	3	75.0%
32 島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
34 広島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
35 山口県	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	33.3%
36 徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
39 高知県	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
40 福岡県	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	3	25.0%
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
42 長崎県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.0%
43 熊本県	10	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	5	0	2	1	0	8	60.0%
44 大分県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	100.0%
45 宮崎県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0	6	16.7%
46 鹿児島県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	100.0%
47 沖縄県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0.0%
48 札幌市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%
49 仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
50 さいたま市	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
51 千葉市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
52 横浜市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	100.0%
53 川崎市	4	0	1	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	50.0%
54 相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
55 新潟市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0.0%
56 静岡市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	66.7%
57 浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
58 名古屋市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	100.0%
59 京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
60 大阪市	5	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	4	80.0%
61 堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
62 神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
63 岡山市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	100.0%
64 広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
65 北九州市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	5	0.0%
66 福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
67 横須賀市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
68 金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
69 熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	175	5	3	1	6	0	7	4	26	29	8	1	27	1	68	11	4	149	46.3%

## 里親等委託率(自治体別)

		乳児院入所児童(A)	児童養護施設入所児童(B)	里親等委託児童(C)[(D)+(E)]			里親等委託率 (C)/(A)+(B)+(C)
				里親委託児童(D)	ファミリーホーム委託児童(E)		
1	北海道	25	918	311	289	22	24.8%
2	青森県	25	336	54	54	0	13.0%
3	岩手県	34	299	45	45	0	11.9%
4	宮城県	33	191	46	35	11	17.0%
5	秋田県	24	225	22	22	0	8.1%
6	山形県	12	213	25	15	10	10.0%
7	福島県	16	403	53	53	0	11.2%
8	茨城県	71	720	96	96	0	10.8%
9	栃木県	74	414	93	93	0	16.0%
10	群馬県	34	365	64	49	15	13.8%
11	埼玉県	143	1,146	130	130	0	9.2%
12	千葉県	62	744	171	157	14	17.5%
13	東京都	429	3,753	423	377	46	9.2%
14	神奈川県	67	663	89	89	0	10.9%
15	新潟県	16	97	71	69	2	38.6%
16	富山県	14	168	16	16	0	8.1%
17	石川県	14	166	13	13	0	6.7%
18	福井県	17	156	14	14	0	7.5%
19	山梨県	25	210	71	71	0	23.2%
20	長野県	53	602	46	46	0	6.6%
21	岐阜県	33	502	37	37	0	6.5%
22	静岡県	47	408	109	98	11	19.3%
23	愛知県	90	905	136	136	0	12.0%
24	三重県	31	383	75	75	0	15.3%
25	滋賀県	36	183	86	75	11	28.2%
26	京都府	42	247	16	16	0	5.2%
27	大阪府	116	1,343	52	52	0	3.4%
28	兵庫県	97	999	76	76	0	6.5%
29	奈良県	35	326	27	27	0	7.0%
30	和歌山県	24	304	26	26	0	7.3%
31	鳥取県	33	207	39	39	0	14.0%
32	島根県	27	145	34	34	0	16.5%
33	岡山県	21	315	17	12	5	4.8%
34	広島県	26	482	42	36	6	7.6%
35	山口県	34	493	48	47	1	8.3%
36	徳島県	21	259	31	31	0	10.0%
37	香川県	21	149	29	29	0	14.6%
38	愛媛県	41	457	24	24	0	4.6%
39	高知県	30	361	20	20	0	4.9%
40	福岡県	72	624	90	89	1	11.5%
41	佐賀県	17	228	22	22	0	8.2%
42	長崎県	38	508	28	28	0	4.9%
43	熊本県	58	769	49	49	0	5.6%
44	大分県	14	366	81	77	4	17.6%
45	宮崎県	25	430	53	53	0	10.4%
46	鹿児島県	43	707	40	40	0	5.1%
47	沖縄県	21	395	140	124	16	25.2%
48	札幌市	26	569	94	94	0	13.6%
49	仙台市	27	152	26	26	0	12.7%
50	さいたま市	28	262	26	26	0	8.2%
51	千葉市	20	133	21	21	0	12.1%
52	横浜市	65	522	67	52	15	10.2%
53	川崎市	30	250	78	78	0	21.8%
54	新潟市	12	72	24	23	1	22.2%
55	静岡市	5	99	31	31	0	23.0%
56	浜松市	11	111	19	19	0	13.5%
57	名古屋市	67	573	32	32	0	4.8%
58	京都市	34	380	20	20	0	4.6%
59	大阪市	169	1,044	111	102	9	8.4%
60	堺市	22	268	12	12	0	4.0%
61	神戸市	56	444	25	25	0	4.8%
62	岡山市	15	201	17	16	1	7.3%
63	広島市	10	316	17	17	0	5.0%
64	北九州市	27	376	51	43	8	11.2%
65	福岡市	47	275	85	75	10	20.9%
66	横須賀市	4	122	10	10	0	7.4%
67	金沢市	12	141	9	9	0	5.6%
	合計	2,968	30,594	4,055	3,836	219	10.8%

【平成21年度福祉行政報告例】

情緒障害児短期治療施設の設置状況(都道府県・指定都市・児相設置市別)

(資料16)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	33	1,573	1,223	77.7
1	北海道	1	50	44	88.0
2	青森県	-	-	-	-
3	岩手県	1	50	44	88.0
4	宮城県	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-
7	福島県	-	-	-	-
8	茨城県	1	50	34	68.0
9	栃木県	-	-	-	-
10	群馬県	1	53	27	50.9
11	埼玉県	1	60	38	63.3
12	千葉県	-	-	-	-
13	東京都	-	-	-	-
14	神奈川県	-	-	-	-
15	新潟県	-	-	-	-
16	富山県	-	-	-	-
17	石川県	-	-	-	-
18	福井県	-	-	-	-
19	山梨県	-	-	-	-
20	長野県	1	50	17	34.0
21	岐阜県	1	58	46	79.3
22	静岡県	1	50	44	88.0
23	愛知県	2	85	78	91.8
24	三重県	-	-	-	-
25	滋賀県	1	50	46	92.0
26	京都府	1	30	26	86.7
27	大阪府	3	154	141	91.6
28	兵庫県	1	49	47	95.9
29	奈良県	-	-	-	-
30	和歌山県	1	30	28	-
31	鳥取県	1	45	40	88.9
32	島根県	-	-	-	-
33	岡山県	1	50	20	40.0
34	広島県	-	-	-	-
35	山口県	1	50	46	92.0
36	徳島県	-	-	-	-
37	香川県	1	30	24	80.0
38	愛媛県	-	-	-	-
39	高知県	1	30	25	83.3
40	福岡県	1	50	31	62.0
41	佐賀県	-	-	-	-
42	長崎県	1	55	46	83.6
43	熊本県	1	50	39	78.0
44	大分県	-	-	-	-
45	宮崎県	-	-	-	-
46	鹿児島県	1	50	43	86.0
47	沖縄県	-	-	-	-
48	札幌市	-	-	-	-
49	仙台市	1	40	25	62.5
50	さいたま市	-	-	-	-
51	千葉市	-	-	-	-
52	横浜市	1	71	62	87.3
53	川崎市	-	-	-	-
54	相模原市	-	-	-	-
55	新潟市	-	-	-	-
56	静岡市	-	-	-	-
57	浜松市	-	-	-	-
58	名古屋市	1	50	29	58.0
59	京都市	1	50	28	56.0
60	大阪市	2	90	70	77.8
61	堺市	-	-	-	-
62	神戸市	-	-	-	-
63	岡山市	-	-	-	-
64	広島市	1	43	35	81.4
65	北九州市	-	-	-	-
66	福岡市	-	-	-	-
67	横須賀市	-	-	-	-
68	金沢市	-	-	-	-
69	熊本市	-	-	-	-

## 児童家庭支援センター事業運営事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

	設置数（総計）	附置している施設等の内訳				
		乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設	その他
北海道	8		8			
青森県	1		1			
岩手県	1		1			
宮城県	1		1			
秋田県						
山形県	2		2			
福島県						
茨城県	2	1	1			
栃木県						
群馬県	2		2			
埼玉県	3		2	1		
千葉県	3		3			
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2		2			
福井県	4		3		1	
山梨県	1		1			
長野県						
岐阜県	3		3			
静岡県	1		1			
愛知県						
三重県	1		1			
滋賀県	1		1			
京都府	2		2			
大阪府	1			1		
兵庫県	5		5			
奈良県	2		2			
和歌山県	1			1		
鳥取県	1			1		
島根県						
岡山県	1					1（社福法人）
広島県						
山口県	4		4			
徳島県	1		1			
香川県	1		1			
愛媛県	1		1			
高知県	3	1	2			
福岡県	1	1	1			1（介護老人保健施
佐賀県						
長崎県	1		1			
熊本県	1		1			
大分県	2		2			
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1		1			
札幌市	3		3			
仙台市						
さいたま市						
千葉市	3	1	2		1	
横浜市	1		1			
川崎市	1	1				
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1		1			
京都市						
大阪市	1		1			
堺市	1		1			
神戸市	2		2			
岡山市						
広島市						
北九州市	1		1			
福岡市						
横須賀市						
金沢市	1		1			
熊本市						
合計	80か所	5か所	70か所	4か所	2か所	2か所

## 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)	ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)
1	北海道	7	41	32	3	17	11
2	青森県	3	18	2			
3	岩手県						
4	宮城県	2	12	12	1	6	6
5	秋田県						
6	山形県	2	12	10	2	12	10
7	福島県						
8	茨城県	4	24	19			
9	栃木県	1	6	4			
10	群馬県	5	28	19	2	12	8
11	埼玉県	1	6	3			
12	千葉県	3	17	13	2	12	12
13	東京都	10	60	46	9	53	43
14	神奈川県						
15	新潟県	1	6	3	1	6	3
16	富山県	1	6	6			
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	3	16	5			
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県	3	18	17	1	6	6
23	愛知県	2	12	10			
24	三重県						
25	滋賀県	4	24	21			
26	京都府						
27	大阪府	1	5	4			
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県						
31	鳥取県						
32	島根県						
33	岡山県	1	6	6			
34	広島県	1	6	6			
35	山口県	1	6	4	1	6	1
36	徳島県	1	6	5			
37	香川県	1	6	5			
38	愛媛県	1	6	2			
39	高知県	1	6	3			
40	福岡県	2	12	8			
41	佐賀県						
42	長崎県	1	5	2			
43	熊本県						
44	大分県	7	42	31	2	12	6
45	宮崎県						
46	鹿児島県	1	5	4			
47	沖縄県	6	36	30			
48	札幌市	2	12	12			
49	仙台市						
50	さいたま市						
51	千葉市						
52	横浜市	7	42	33	1	6	5
53	川崎市	4	24	19			
54	相模原市						
55	新潟市	1	5	1			
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋						
59	京都市	1	5				
60	大阪市	3	18	18	1	6	4
61	堺市						
62	神戸市						
63	岡山市	1	6	1			
64	広島市						
65	北九州市	3	18	11	1	6	4
66	福岡市	4	24	21			
67	横須賀市	1	6	6			
68	金沢市						
69	熊本市						
	合計	104	613	454	27	160	119

## 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)	ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)
1	北海道	2	12	3	1	6	5
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県	1	6	6	1	6	5
6	山形県						
7	福島県						
8	茨城県	2	12	8			
9	栃木県	2	16	11	1	8	5
10	群馬県	1	6	2	1	6	6
11	埼玉県	3	21	15	3	21	8
12	千葉県	4	24	15	4	24	12
13	東京都	18	126	100	18	126	101
14	神奈川県	3	18	8	2	12	8
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	1	6	2			
20	長野県						
21	岐阜県	1	6	5			
22	静岡県	1	6	3	1	6	5
23	愛知県						
24	三重県	1	6	3			
25	滋賀県	1	6	3	1	6	3
26	京都府						
27	大阪府	2	12	6	2	12	7
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県	1	6	4	1	6	4
31	鳥取県	3	24	16	3	24	17
32	島根県	1	6	4	1	6	4
33	岡山県	1	6	5			
34	広島県						
35	山口県	1	6	5	1	6	3
36	徳島県						
37	香川県	1	6	3			
38	愛媛県						
39	高知県	1	5	2	1	5	2
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県	1	6	3			
43	熊本県						
44	大分県	1	6	4	1	6	5
45	宮崎県	1	6	1			
46	鹿児島県	1	6	5			
47	沖縄県	1	9	6	1	9	7
48	札幌市	2	12	6			
49	仙台市	1	16	9	1	16	10
50	さいたま市	1	6	6	1	6	4
51	千葉市						
52	横浜市	2	12	8	2	12	10
53	川崎市	1	6	5	1	6	5
54	相模原市						
55	新潟市	1	6	2			
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋	1	10	9	1	10	7
59	京都市	1	10	6	1	10	7
60	大阪市	2	10	4	2	10	7
61	堺市						
62	神戸市						
63	岡山市	1	6	3	1	6	5
64	広島市						
65	北九州市	1	10	7	1	10	10
66	福岡市	1	6	4	1	6	3
79	横須賀市						
81	金沢市						
103	熊本市	1	6	3	1	6	6
	合計	73	491	320	57	393	281

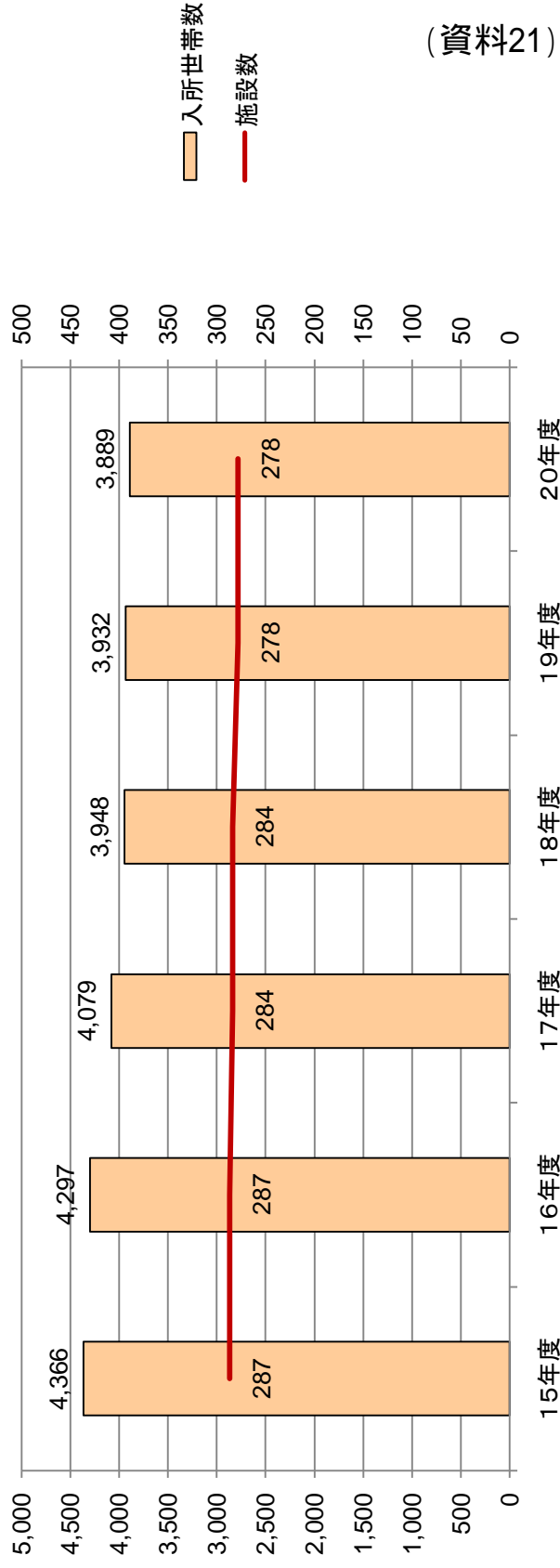
## 退所児童等アフターケア事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

	平成22年度	平成21年度
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都	1	1
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	1	
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	1	1
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県	1	1
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	1	1
堺市	1	1
神戸市		
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
横須賀市		
金沢市		
熊本市		
か所数	6か所	5か所

# 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

## 母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移

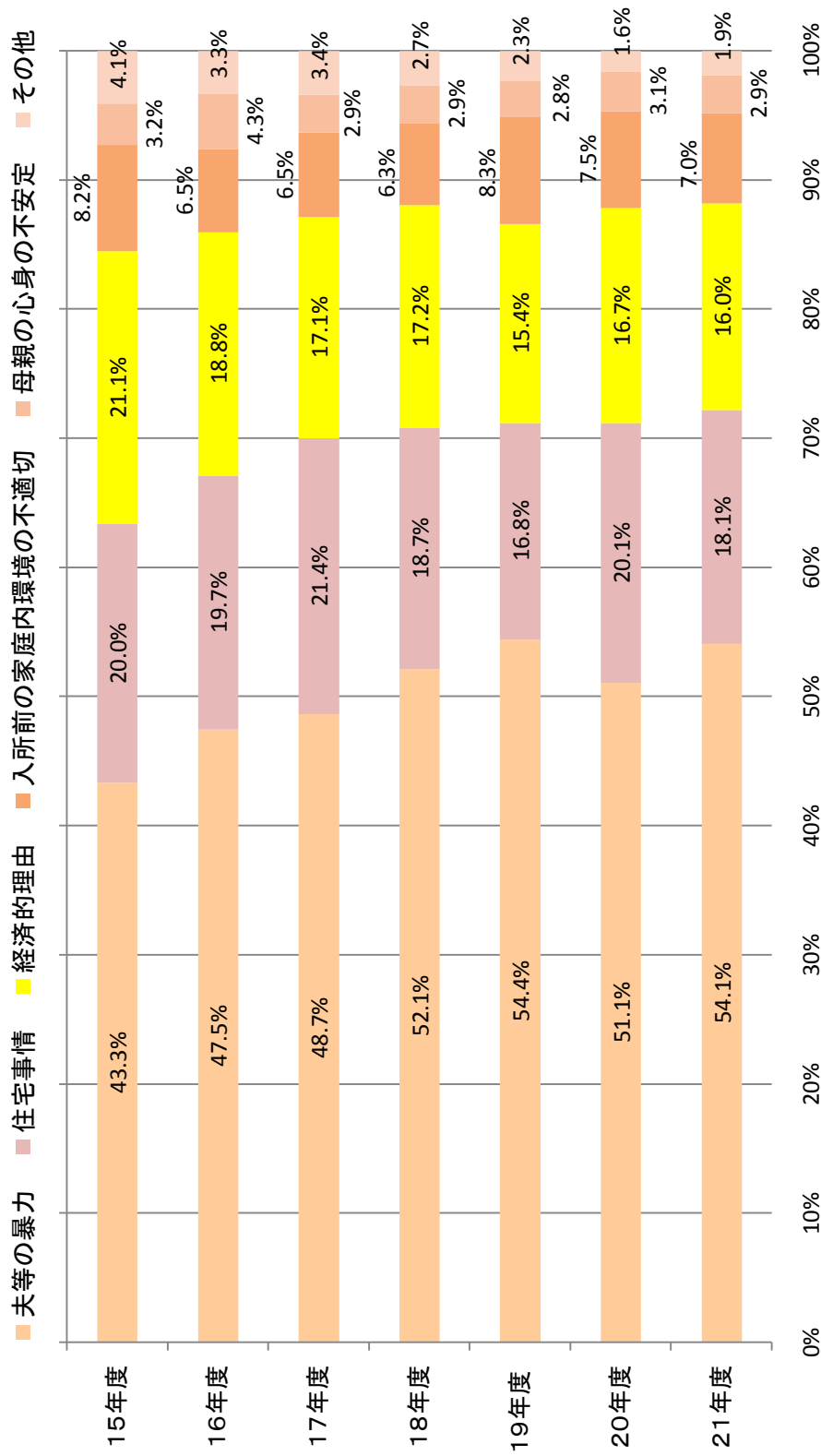




# (1) 入所者に占めるDV被害者の増加

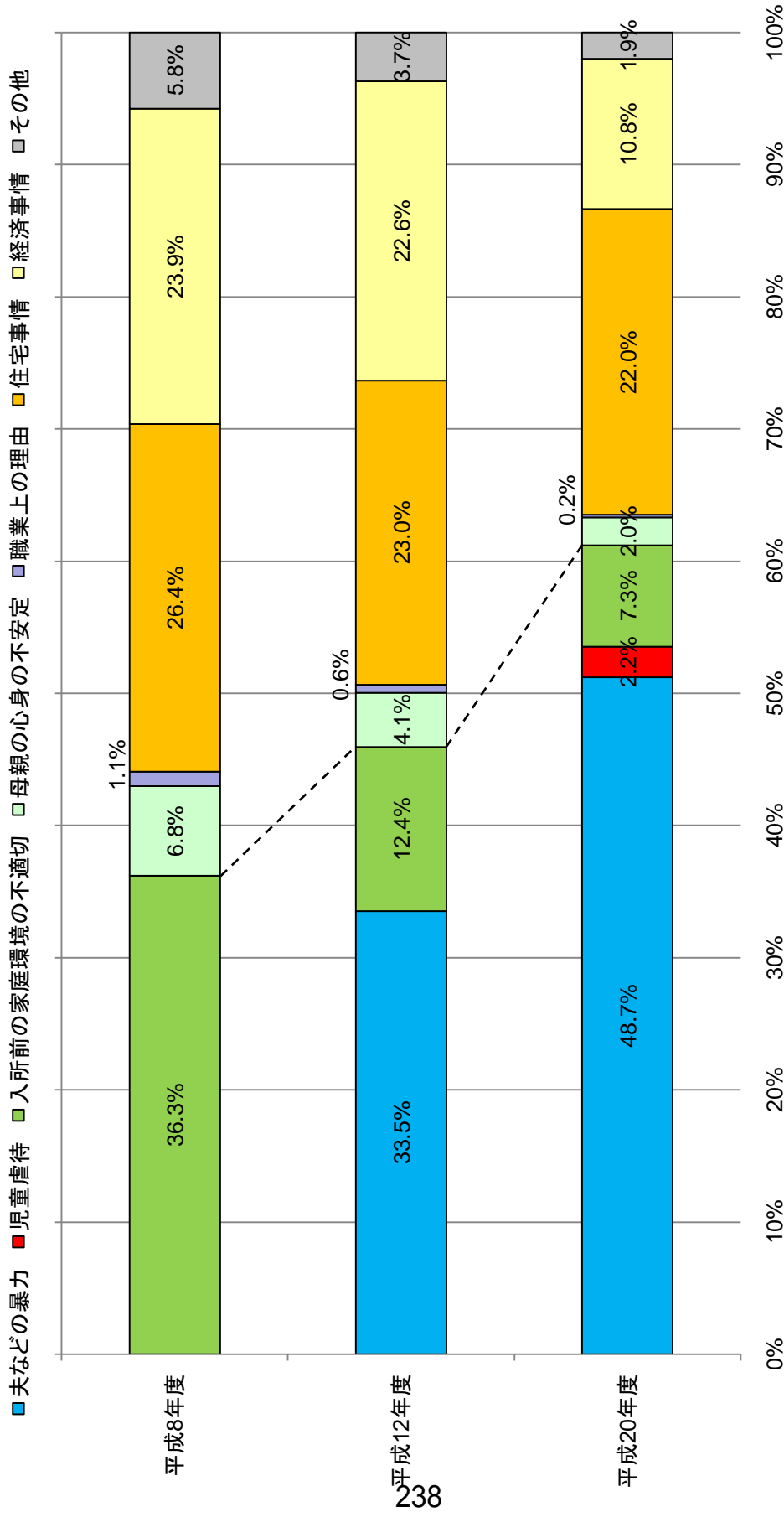
母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

## 母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

## 母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



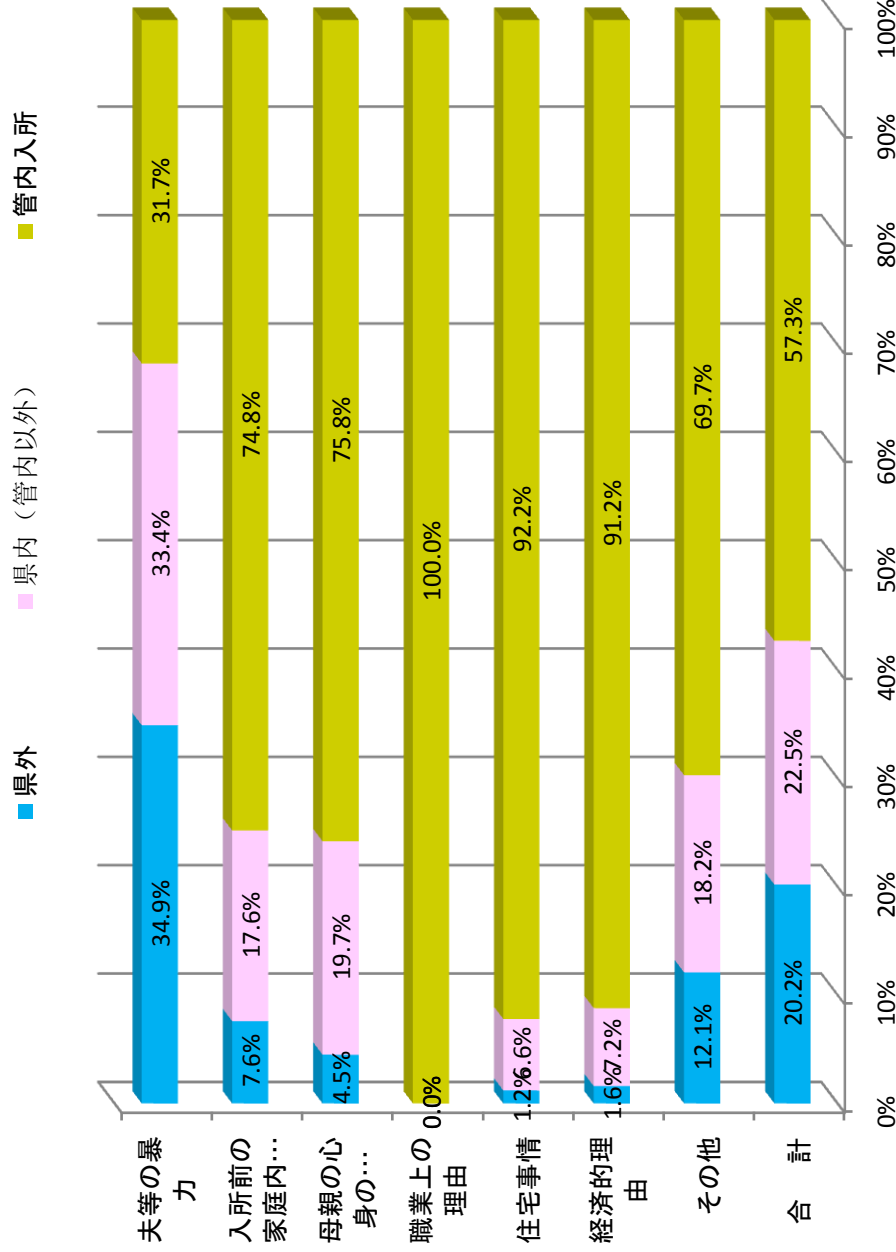
資料：全国母子生活支援施設実態調査（社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ）  
 ※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。  
 平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

## (2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所(県内)」「広域入所(県外)」が**ほぼ3分の1**ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、**広域入所が4割**を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

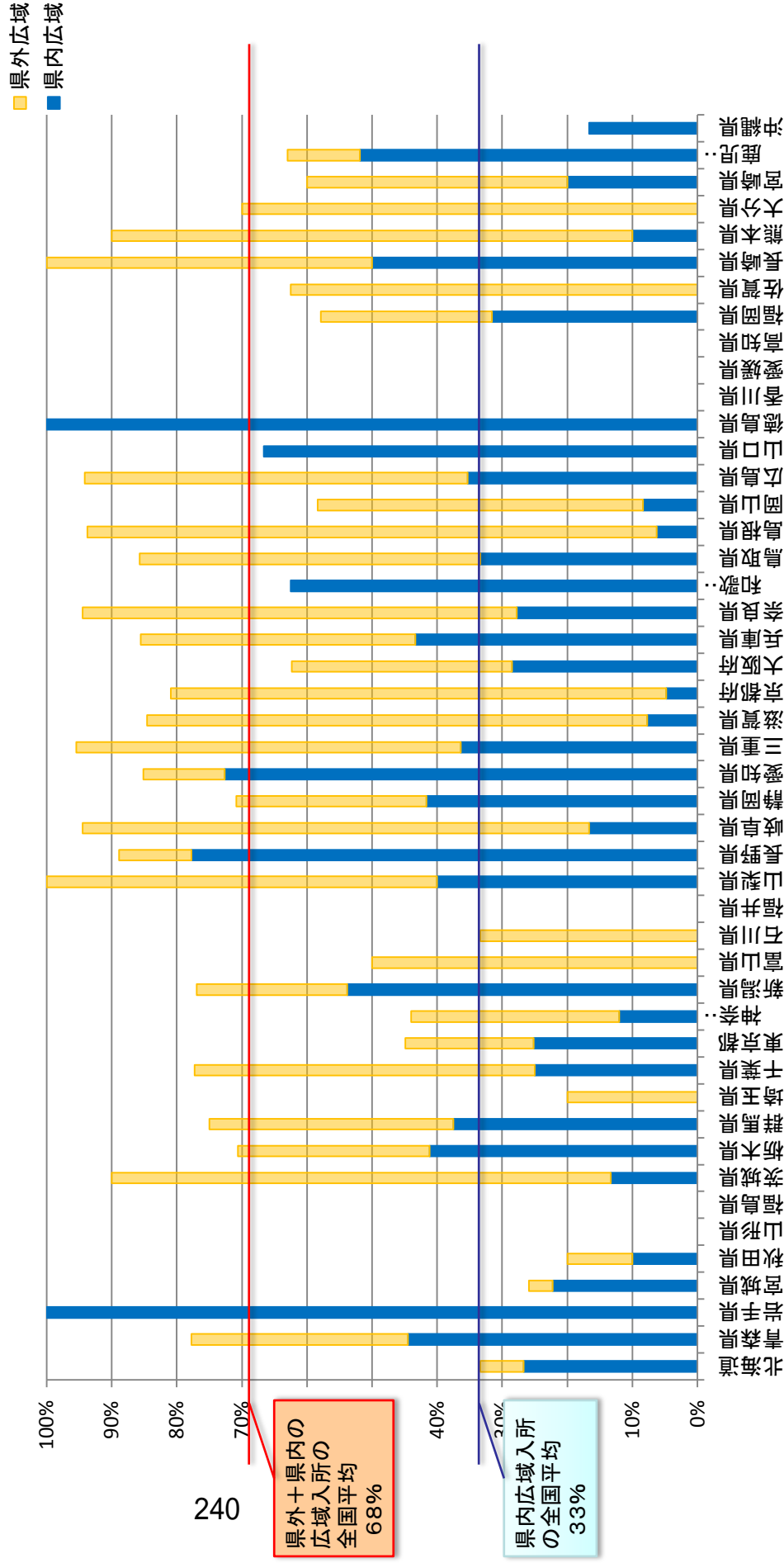
	広域入所		管内入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)



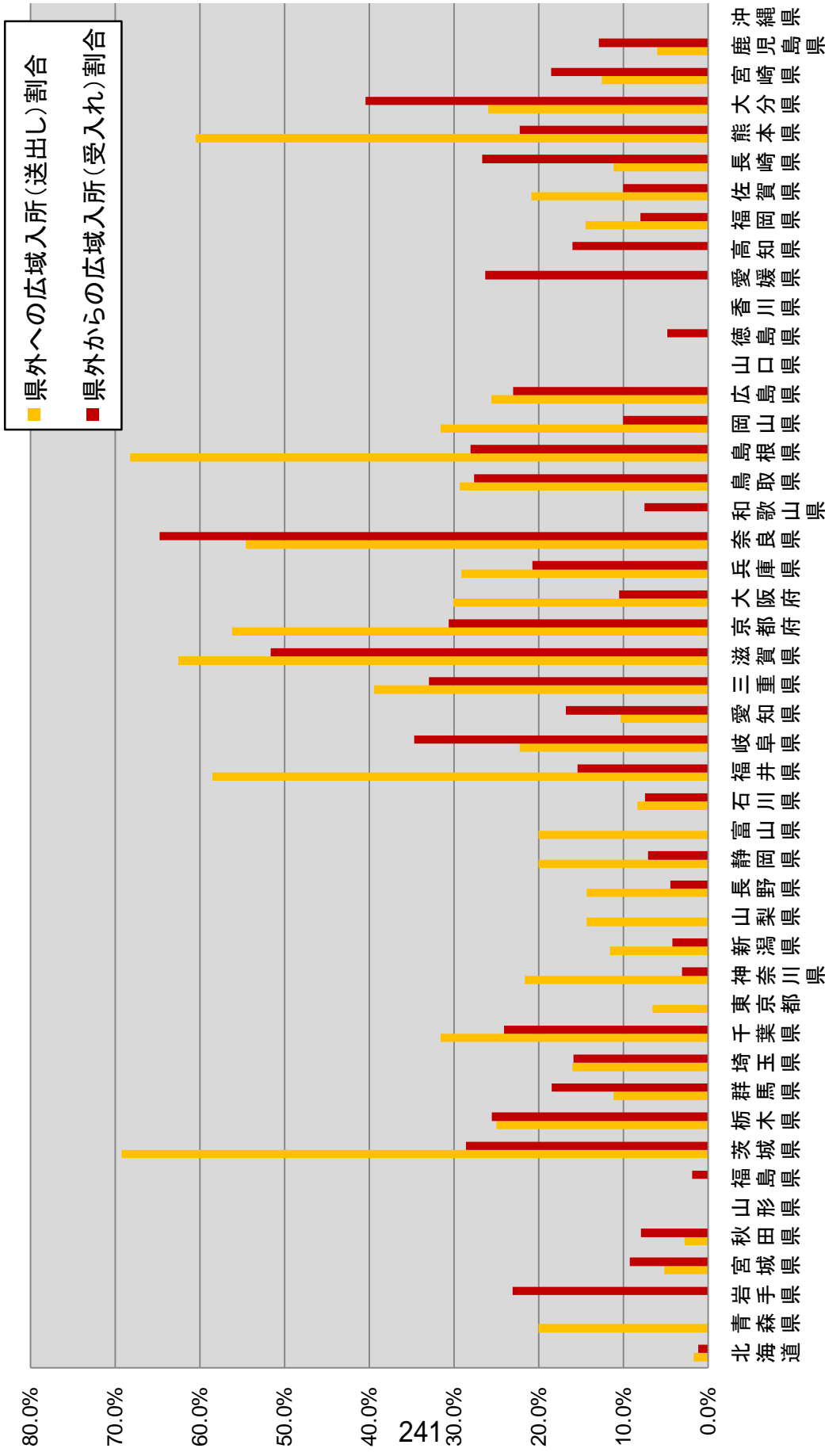
### (3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況《送出し》



# 母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)

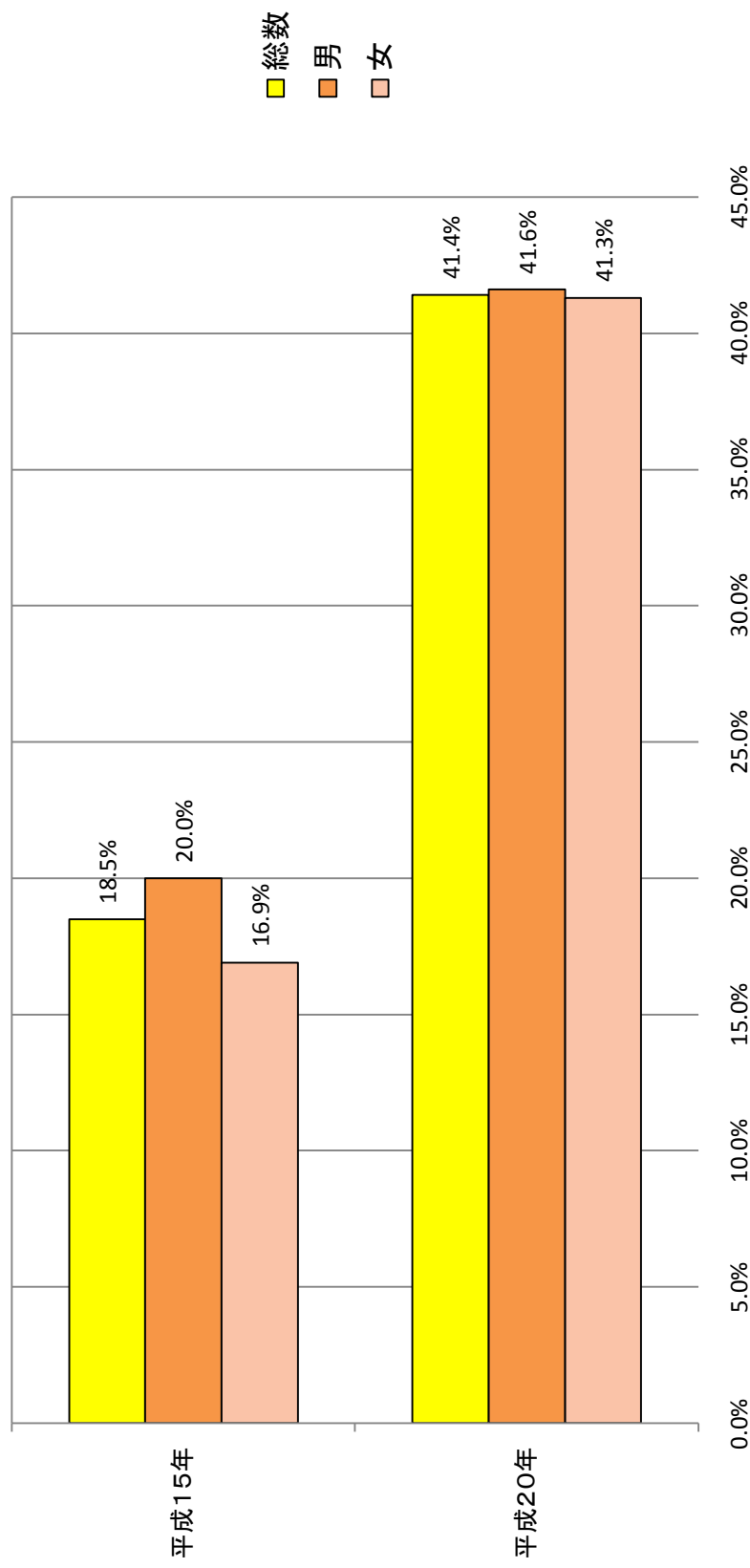


※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値  
 県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

## (4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童における虐待に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1.総数には、性別不詳を含む。

2.平成15年度からの調査項目である。

# 児童扶養手当について

## 【平成23年度の手当額について】

○ 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

○ 平成23年度の手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなる。

・ 手当額[月額] (△0.4%)

	(平成22年度)		(平成23年度)
全部支給	41,720円	→	41,550円
一部支給	41,710円～9,850円	→	41,540円～9,810円

## 【父子家庭への支給拡大等について】

○ 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。  
円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

○ また、受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合によっては、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に關し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うなど、引き続き児童扶養手当の適切な運用をお願いする。

# 障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

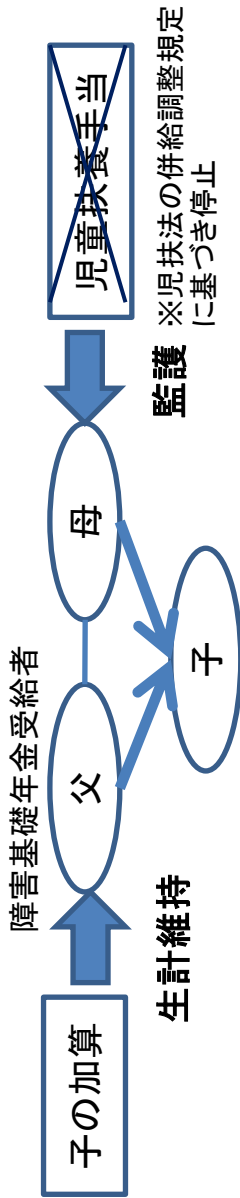
- 平成22年4月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年4月1日施行）により、障害基礎年金の受給権発生後に子を有することとなった場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大された。
- 児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されなため、特段の措置を講じないと、受給権発生後に子を有したため、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者の児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。
- 「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）の附帯決議においても、上記のケースなど受給世帯に不利な取扱いとならないよう指摘があったことを踏まえ、障害基礎年金の子の加算に係る「生計維持」の取扱いを見直し、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはせず、児童扶養手当の支給を可能とする。

※ 子の加算は、生計維持されている場合に行われるので、「生計維持されていない」との運用が可能になるようにする。

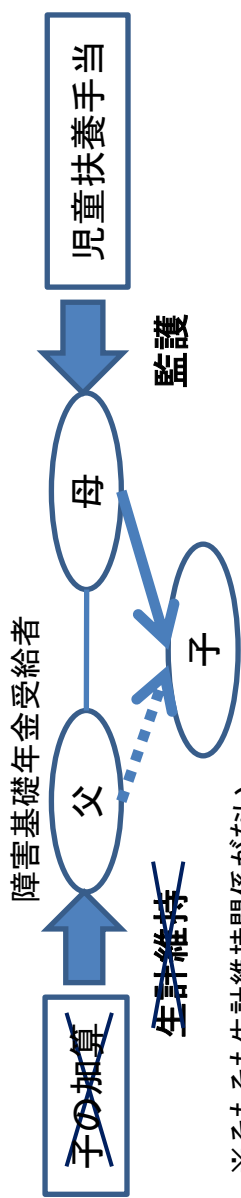
## 2.4 調整のイメージ

## 支給額(月額)

### 1. 「子の加算」>「児扶」の場合



### 2. 「子の加算」<「児扶」の場合



※そもそも生計維持関係がないため、加算の対象外

○平成22年度ベース

	障害基礎年金 子の加算	児童扶養手当
第1子	18,991円	41,720円 ～9,850円 (※)
第2子	18,991円	5,000円
第3子 以降	6,325円	3,000円 (※) (減額23)

※受給資格者(母等)の所得に応じて



## 母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

### 母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



#### 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設定など母子生活支援施設の機能の拡充



#### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等



#### 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進



#### 経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

(資料24)

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。  
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。

## 就業支援策の推進について

### 就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

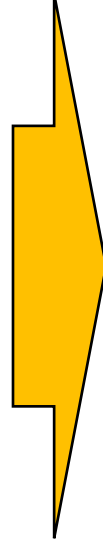
### 現 状

○母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。

◎就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成21年度実績）

- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 100.0 %
- ◆自立支援教育訓練給付事業 90.0 %（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆高等技能訓練促進費等事業 81.8 %（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆母子自立支援プログラム策定事業 52.8 %



どこに住んでいても支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消することともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

# 母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハロワークによる支援 マザーズハロワーク	マザーズハロワーク事業 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハロワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施：平成21年度～平成23年度)

※このほか、

「安心こども基金」により「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」などを実施。

# 母子家庭等就業・自立支援事業

創設：平成15年度  
 相談件数：90,614件（平成21年度）  
 就職件数：6,794件（平成21年度）

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

### 就業支援事業 ★

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人開拓の実施
- 等

### 就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

### 就業情報提供事業 ★

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談
- 等

### 地域生活支援事業 ★

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施
- 等

### 在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催
- 等

一般市・福祉事務所設置町村

## 一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情にに応じ適切な支援メニューを選択し実施

「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設（平成22年度～）

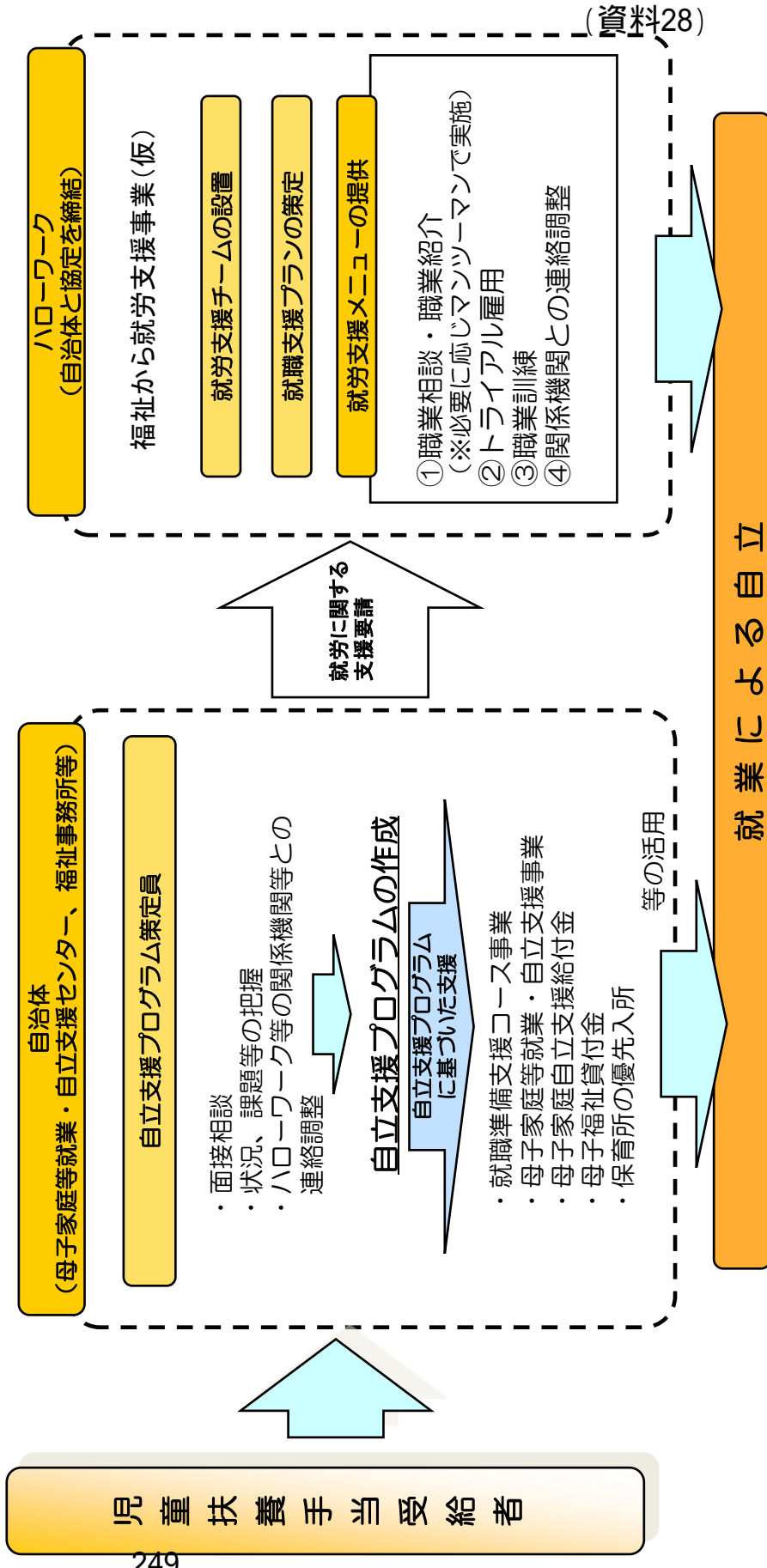
（添付27）

# 母子自立支援プログラム策定等事業

創設：平成17年度  
 策定数：7,677件（平成21年度）  
 目標数：20,000件（平成23年度）

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定等事業を実施している。

また、プログラムの一環として、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業（仮称）を活用し、就労による自立を支援する。



## 自立支援教育訓練給付金事業

創設：平成15年度  
支給件数：2,145件（平成21年度）  
就職件数：1,282件（平成21年度）  
目標：平成26年度までに全都道府県・市・  
福祉事務所設置町村で実施  
（子ども・子育てビジョン）

母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（受講料の2割相当額（上限10万円））を支給する。

### (1) 対象者

母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- イ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ウ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

250

### (2) 対象となる講座

実施主体である「全都道府県・市・福祉事務所設置町村」の長が指定

- ア 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- イ 就業に結び付く可能性の高い講座
- ウ 全都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

### (3) 支給額

対象講座の受講料の2割相当額（上限100,000円）。ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。

# 高等技能訓練促進費等事業

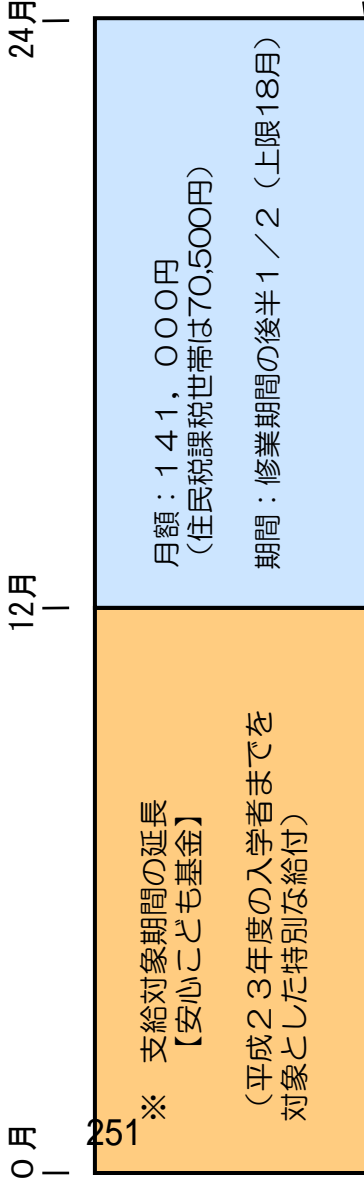
創設：平成15年度  
 支給件数：5,230件（平成21年度）  
 就職件数：1,337件（平成21年度）  
 目標：平成26年度までに全都道府県・  
 市・福祉事務所設置町村で実施  
 （子ども・子育てビジョン）

○母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。【一般会計】

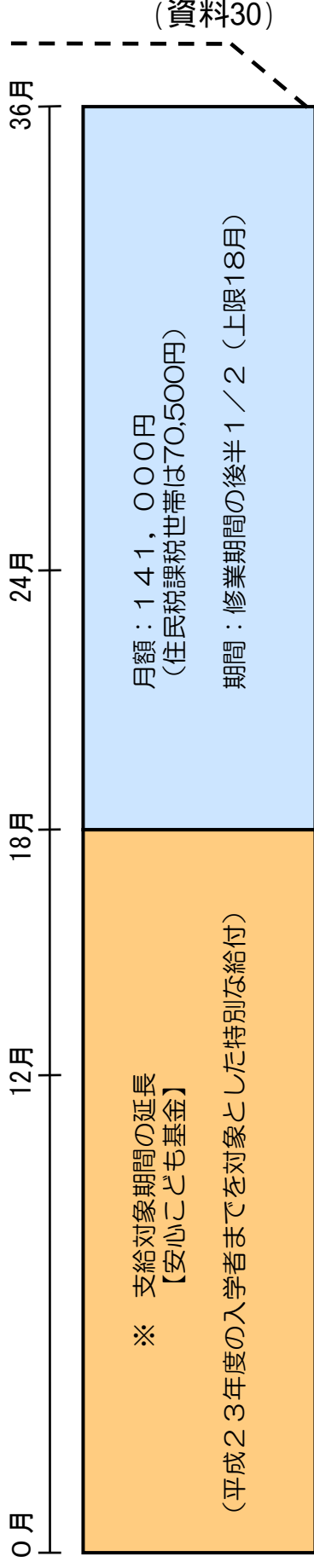
○特に厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、安心こども基金を活用して平成23年度未までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とするとともに、特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

[対象資格]：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

## 例1) 修業期間が2年間の場合



## 例2) 修業期間が3年間の場合



# 高等技能訓練促進費 資格取得の状況

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数		
		総数	常勤	非常勤・パート 自営業・その他
看護師	715人 (45.0)	645人	610人	26人 9人
准看護師	754人 (47.4)	585人	436人	118人 31人
介護福祉士	26人 ( 1.6)	22人	17人	2人 3人
保育士	26人 ( 1.6)	22人	14人	7人 1人
理学療法士	13人 ( 0.8)	13人	13人	0人 0人
作業療法士	13人 ( 0.8)	11人	11人	0人 0人
歯科衛生士	12人 ( 0.8)	8人	6人	2人 0人
美容師	8人 ( 0.5)	6人	4人	2人 0人
言語聴覚士	5人 ( 0.3)	5人	5人	0人 0人
柔道整復師	3人 ( 0.2)	2人	1人	0人 1人
鍼灸師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人 0人
鍼灸・あん摩マッサージ師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人 0人
保健師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人 0人
教員	2人 ( 0.1)	1人	0人	1人 0人
社会福祉士	2人 ( 0.1)	2人	1人	1人 0人
その他	5人 ( 0.3)	4人	0人	3人 1人
合計	1,590人 (100.0)	1,332人	1,124人	162人 46人